

火力電源入札募集要綱(案)について

平成26年6月24日
関西電力株式会社

- 当社は、高経年化への対応、および燃料費の削減による経済性向上の観点から、中長期的な最新鋭の火力発電所の開発・導入に向けて取り組んでいることから、資源エネルギー庁から公表された「新しい火力電源入札の運用に係る指針」(平成24年9月18日策定、平成26年2月26日改訂、以下、「指針」)に基づき、平成33年度から平成35年度の間に受電を開始できる出力150万kW分の火力電源を入札により募集することとしました。
- 火力電源入札にあたり、指針に則り、当社が作成した「火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版」(以下、「要綱案(見直し前)」)に対する意見募集(RFC)を4月8日から5月7日までの間で実施するとともに、当該意見・提案を踏まえた「火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版」(以下、「要綱案(見直し後)」)を策定いたしました。
- 火力電源入札WGにおいて、要綱案(見直し後)と指針との適合について、ご確認をお願いいたします。

○これまでの経緯

時期	内 容
平成24年10月19日	・系統情報を当社ホームページ上で公開・開示 (http://www.kepco.co.jp/business/partner/takusou/06/index.html) 主要送電線の整備計画ならびに主要変電所の整備計画、系統連系制約
平成26年3月26日	・平成26年度供給計画提出 ・入札実施公表(プレス発表) ・火力電源入札専用サイトを開設 (http://www.kepco.co.jp/business/partner/thermal/index.html)
平成26年4月8日	・要綱案(見直し前)の公表 ・要綱案(見直し前)に関する事前説明会(参加者数:41社、78名)
平成26年4月8日 ～ 5月7日	・要綱案(見直し前)に対する意見募集(RFC: Request for Comments) ・6社から合計で111件のご意見を受領

1. 要綱案（見直し前）の概要

(1) 主な募集内容および満たすべき要件の概要

募集規模	150万kW					
受給開始基準日	平成33年度から平成35年度までのいずれかの年度の4月1日					
受給期間	原則15年（10年～30年で応札者が1年単位で設定可能）					
基準利用率	70%					
上限価格	非公表（自社応札なし）					
主な要件	(1)年間受給電力量の設定と年間通告電力量の調整範囲 参照【P87】 ・年間受給電力量の設定範囲（期首設定） 可能受給電力量を超過しないものとし、以下の範囲内で設定 <table><tr><td>上限</td><td>基準受給電力量＋（基準受給電力×当該年度の時間数×10％）</td></tr><tr><td>下限</td><td>基準受給電力量－（基準受給電力×当該年度の時間数×20％）</td></tr></table> ・年間通告電力量の調整範囲（期中調整） 年間受給電力量の設定範囲を超えないものとする <table><tr><td>年間受給電力量±（基準受給電力×当該年度の年間時間数×10％）</td></tr></table>	上限	基準受給電力量＋（基準受給電力×当該年度の時間数×10％）	下限	基準受給電力量－（基準受給電力×当該年度の時間数×20％）	年間受給電力量±（基準受給電力×当該年度の年間時間数×10％）
上限	基準受給電力量＋（基準受給電力×当該年度の時間数×10％）					
下限	基準受給電力量－（基準受給電力×当該年度の時間数×20％）					
年間受給電力量±（基準受給電力×当該年度の年間時間数×10％）						

(1) 主な募集内容および満たすべき要件の概要

主な要件	(2) プロジェクトの規模 ・受給最大電力が1,000kW以上であること
	(3) 技術的信頼性 ・応札者が発電実績を有すること、または発電実績を有する者の技術的支援があること
	(4) 準拠すべき基準 ・電気事業法、計量法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守すること
	(5) 系統アクセス ・応札までに接続検討申込み、および接続供給申込み(入札時暫定)等を行うこと
	(6) 上限価格 ・応札者の判定価格が上限価格を下回ること 判定価格＝(入札価格＋CO₂対策コスト※＋需要地近接性評価)÷(1－事業税率) ※応札者自らがCO₂排出係数を調整する場合は、CO₂対策コストは加味しません

(2) 評価方法および募集期間の概要

評価方法	価格要素(970点満点)と非価格要素(30点満点)による評価点を合計して、総合評価点(1,000点満点)が高いものを上位として評価順位を決定する。なお、総合評価点と同点の場合は、価格要素評価点が高いものを上位とする。 ＜価格要素評価点の算出方法＞ 評価額＝判定価格＋アクセスコスト(一般負担分) (当社エリア以外に連系する場合、振替供給に伴う料金、損失率を加味) 価格要素評価点＝(応札者の中で最も安価な評価額÷評価額)×970点 ＜非価格要素評価点の算出方法＞ ガバナフリー機能、AFC機能およびOTM機能の全てを具備する提案に対して30点
落札候補者の決定	評価順位が上位のものから順に累計し、募集規模に達する応札者までを落札候補者とする。
募集期間	7月上旬(中立的機関での確認後)から入札募集受付を開始し、10月下旬に締切る。

(3)運用に関する事項の概要

受給料金 (二部料金制)		○基本料金:資本費と運転維持費を合計した金額 ・資本費＝入札時の年度別価格で固定(月額＝年額÷当該年度月数) ・運転維持費＝入札時の年度別価格を基本とし、毎年度、物価変動率により調整 ○電力量料金:燃料本体費単価と燃料関係諸費単価の合計に当該月の実績受給電力量を乗じた金額 ・燃料本体費単価＝月毎にCIF価格変動により調整 ・燃料関係諸費単価＝年度毎に物価変動により調整
ペナルティ	通告 未達・超過	通告電力量に対し、許容枠(受給最大電力の3%)を超えて逸脱が生じた場合、逸脱した電力量に当該月の電力量料金単価の1/2を乗じた額を当該月の電力量料金から減額する。参照【P88】
	年間停止	供給設備の事故等により受給電力の全部または一部が制限された場合に、停止電力量の年間累積値が許容枠(可能受給電力量の3%)を超える場合、その超過した電力量に当該年度の基本料金を可能受給電力量で除した値を乗じた額を当該年度末月の基本料金から減額する。参照【P89】
	年間通告 未達	年間通告電力量が年間受給電力量から「基準受給電力×年間時間数×10%」を差し引いた値を下回った場合、その下回った電力量に対して当該年度末月の電力量料金単価の1/2を乗じた額を当該年度末月の電力量料金に加算する。
余力活用		通告電力量に対し、発電設備に余力が生じる場合、その差分を余力活用することを可能とする。 余力活用時に通告電力量に未達が生じた場合で、その原因が事業者の故意または重大な過失の場合は、その下回った電力量に対し当該月の電力料金単価と1.5を乗じた価格を当該月の電力量料金から減額する。

1. 要綱案(見直し前)の概要

(4) 契約に関する事項の概要

契約保証金	契約履行の担保として契約保証金を預託していただく。 (契約保証金＝判定価格×受給最大電力×8,760時間×基準利用率×10%) なお、契約保証金の預託は、銀行保証書の提出により代えることが可能とする。
受給開始日の変更	受給開始日が受給開始基準日の翌日から90日目を超える場合は、超過する1日あたり、契約保証金を275日で除した金額を補償することで繰り延べ可能。(繰り延べ期間は、原則1年間とする) ＜免責事項＞ ①大地震、洪水、津波等の通常予測できる範囲を超えた天災地変の発生により遅延した場合 ②内乱、戦争、暴動、破壊活動等の政治的・社会的事象の発生により遅延した場合 ③用地事情等当社の責めに帰すことのできない事由により、アクセス工事が遅延した場合 ④管外のプロジェクトで、振替供給を行う一般電気事業者の都合その他当社の責めに帰すことのできない事由により、当該振替供給が行われない場合または振替供給に係るアクセス工事が遅延した場合
受給開始前の解約	落札者事由の場合：契約保証金および当社が被った通常生ずべき実損害 当社事由の場合：落札者が被った通常生ずべき実損害 ※上限：基本料金の84ヶ月
受給開始後の解約	落札者および当社事由：受給期間残存月数の基本料金(下限12ヶ月、上限84ヶ月) 解約時点までの基本料金と入札価格固定費との差額精算
受給期間終了後の扱い	受給期間終了の日の5年前までに契約延長協議を申し出た場合、相手方は特別の事情がない限りは、応じるものとする。 落札者は、当社に販売するほかに電力の全部または一部を当社以外にも販売することは可能とする。

2. 意見募集でいただいたご意見の概要 および当社の回答

- いただいたご意見の主な項目・概要は以下のとおり。
- 次頁以降で、主なご意見の中から、指針に係るものを中心に抽出し、当社の考え(回答)、要綱案(見直し後)での扱いをまとめましたので、適合性の観点から審査をお願いします。

項 目	主なご意見	件 数
スケジュール・入札条件	・入札募集期間の延長 ・運開時期が異なる複数号機に対する一体的な応札方法の構築	18
入札価格・上限価格	・上限価格設定根拠(運転パターン)の開示に対する要望	4
評価	・非価格要素の「需給調整機能を具備するもの」に対する効率低下・機会損失・対価についての取り扱い	3
受給料金	・利用率低下に伴う燃料調達や発電効率低下に伴う補正の要望 ・運用開始までのエスカレーション(物価補正)に関する要望	21
契約条件	・解約時の補償・免責に対する要望 ・連帯保証は不要 ・契約期間終了後の取り扱いに対する要望	43
その他	・工事進捗確認に関する要望	22
総 数		111

◆スケジュールに関するご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
P6 募集規模及び時期 募集期間については、入札要綱に対する提案募集を実施する期間を含め、概ね6ヶ月程度が目安。	16.今後のスケジュール 平成26年7月上旬 入札募集開始 平成26年10月下旬 入札募集締切	NO.1 検討期間が、募集要綱が確定してから入札募集締切までの3ヶ月程度では、短すぎると思われる。 適切な条件・価格を検討した上で募集するためには、検討期間が必要なことから、募集締切時期の延長を希望。	募集期間につきましては、電気事業法第22条第5項および電気事業法施行規則第30条第1項ならびに新しい火力電源入札の運用に係る指針の内容を勘案し設定しております。 ※提案募集から募集締切まで6ヶ月以上確保しております (提案募集開始：平成26年4月8日)

◆入札条件(発電余力)に関するご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
P7 入札対象電源の弾力的 運転 (需給運用) 容量(kW)での契約も含め、 入札分以外に係る卸売供給 電源の電力供給先の自由度 を確保できること、夜間・休日 等における発電余力を新電力 や卸電力取引所等を通じて 売却できること(いわゆる 「余力活用」)を明らかにする。	3.募集内容およびプロジェ クトが満たすべき要件 当社への受給電力量の仕訳 順位は、卸電力取引所の運 営するスポット取引、時間前 取引および先渡市場取引に 次ぐ最上位かつ単独の順位 とする。	NO.2 余力活用を前提とした場合、 電力固定料金は、貴社と他事 業者を含めて按分で支払う内 容となっている。 よって、引取順位が単独で最 上位とするのではなく、他事 業者等がいる場合には均等 に按分することが望ましい。	反映 設備容量の一部を応札する 場合で、当社以外に卸売供 給を行っている場合には、そ の契約については同順位と することも可能といたします。 【要綱案 (見直し後) P9】

◆入札条件(基準利用率)に関するご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
P7 運転条件の指定 募集規模は、運転条件別に指定することが基本。 (その際、入札実施会社は、入札要綱において想定される典型的な運転パターンを例示すること等が求められる。実運転時の運転パターンについては、入札後の協議により決定)。 P11 応札の最低条件 年間利用率が基準利用率から±10%まで調整可能。	3.募集内容およびプロジェクトが満たすべき要件 基準利用率 70%	NO.6 入札参加者において、オペレーション能力の高い参加者へのインセンティブの意味も含め、基準利用率を一律とするのではなく、70～80%と定める等、何等かの幅を設定できることを希望。	当社は、基準受給電力量(利用率70%)を上回る年間受給電力量(利用率上限80%)を設定する可能性があり、基準利用率を70%から更に増加させた場合、プラントの保守・管理のために必要な計画停止等の運用に支障を来す可能性があります。 また、将来の需給状況や技術開発の進展、燃料価格の動向等によっては、本入札電源の利用率が低迷する可能性があることから、基準利用率は70%といたします。

◆入札条件(運用開始時期)に関するご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
P6 募集規模及び時期 単年度ごとの募集が現実的でないケース、また大規模電源開発の必要性等を踏まえ、複数年分をまとめて募集することも可能。 P13 応札価格の考え方について 応札価格の設定については、可能な限り実際のコストに基づいた応札価格を設定することを推奨。	1.一般注意事項 同一場所、同一設備からは、原則ひとつのプロジェクトを提案。 ただし、同一場所で複数の発電設備(たとえば1号系列、2号系列など)による応札の場合、各発電設備をそれぞれ異なるプロジェクトとして応札することも可能。	NO.7 同一敷地内で共通設備(インフラ)を活用することにより系列全体でより競争力のある電力を目指し、以下3点について提案。 ・複数の発電設備(たとえば1号系列、2号系列など)毎に受給開始日を設定。 ・受給開始日に応じた契約電力量を設定。 ・受給開始日に応じた資本費を設定。	反映 ご指摘のとおり、共通設備を活用することにより、競争力のある価格が期待できることから、同一敷地内で複数の発電設備を一つのプロジェクトとして提案される場合に限り、発電機の運転開始時期に応じて段階的に受給開始基準日を設定することを可能いたします。 ※左記、3点のご意見について反映 【要綱案(見直し後) P10】

◆入札条件(耐震設計)に関するご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
P13 応札価格の考え方について 資本費は、耐震、浸水防止(津波対策)、防火等の災害に対し、適切な技術的対策を講じるための費用が織り込まれていることが前提。	添付資料 発電設備が準拠すべき基準等 設置される発電設備については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守。	NO.17 応札者の設備としては、「電気設備防災対策検討会報告(耐震性関係)」で示された耐震性確保の考え方に基づくものとされているが、耐震性区分Ⅱに示されている「著しい(長期的かつ広範囲)代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されることとあるが、この内容についての明確化が必要。	発電設備については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令(大気汚染防止法、環境影響評価法等)、発電事業に関連する諸法令等(政令・省令・技術基準等含む)を遵守していただきます。 法令、基準等の解釈・運用については、当社独自で判断できるものではないため、規制当局の判断に基づき、適切に実施いただきたいと考えております。

◆入札価格(上限価格)に関するご意見

事務局論点(落札結果の公表)

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
P15 入札結果の公表 落札者に係る情報としては、卸供給契約締結後、落札者の機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、入札案件ごとに入札実施会社が、以下の内容について公表。 ①卸供給を行う落札者名、当該落札者の行う卸供給の規模、運転条件、利用率及び燃料種 ②卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率(ただし、落札者が1社のみの場合は、この限りではない)	6.評価および落札者決定の方法 上限価格は開示しません。 落札者を決定後、以下の項目を公表。 ① 落札者名 ② 受給最大電力の合計値 落札者と受給契約を締結した後、落札者の機器調達等に支障をきたすことのない適切な時期に、上記に加え、以下の項目を公表。 ① 受給最大電力 ② 燃料種別 ③ 落札した入札価格の平均値 ④ ③と上限価格の乖離率	NO.18 上限価格は公表されないのですが、公平性の観点から事後的に落札結果について検証を行うことが可能となるよう、また、今後の電源投資への参考といたく、手続き上問題の無い時点において上限価格の算定根拠と価格を公表していただきたい。	指針において落札結果の公表すべき項目としてあげられておりますが、落札者と契約締結後、落札者の機器調達等に支障をきたすことのない適切な時期に卸供給の契約価格の平均額と当該平均額と上限価格の乖離率を公表することとしております(落札者が1社の場合は公表いたしません)。

◆受給料金(熱効率低下に伴う補正)に関するご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
P7 運転条件の指定 募集規模は、運転条件別に指定することが基本。 (その際、入札実施会社は、入札要綱において想定される典型的な運転パターンを例示すること等が求められる。実運転時の運転パターンについては、入札後の協議により決定)。 P11 応札の最低条件 年間利用率が基準利用率から±10%まで調整可能。 P13 応札価格の考え方について 応札価格の設定は、可能な限り実際のコストに基づいた応札価格を設定することを推奨。	3.募集内容およびプロジェクトが満たすべき要件 (設定範囲の上限) 年間受給電力量の設定範囲の上限は、基準受給電力に当該年度の年間時間数を乗じて得た電力量の10%を、基準受給電力量に加算した値。 (設定範囲の下限) 年間受給電力量の設定範囲の下限は、基準受給電力に当該年度の年間時間数を乗じて得た電力量の20%を、基準受給電力量から減じた値。 (年間通告電力量の調整範囲) 年間受給電力量を基準に基準受給電力に当該年度の年間時間数を乗じて得た電力量の10%を超えない範囲。	NO.20～NO.22 年間受給電力量設定範囲及び年間通告電力量調整範囲は、基準利用率70%に対して50%～80%の範囲で協議無く変更され得ることになり、入札価格の算定条件と著しく異なる可能性がある。 これについて、燃料調達や発電効率および二酸化炭素排出係数の面で影響が大きい ため、貴社通告に基づく利用率に応じた条件補正を可能にする記載を要綱に加えていただきたい。	反映 ご意見を踏まえ、当社の責めに帰すべき事由(この場合に関し、年間受給電力量の設定範囲での通告を含みます。)により、年間通告電力量に当社の責めに帰すことのできない事由により減少した年間通告電力量を加算した値が基準受給電力に当該年度の時間数を乗じて得た電力量の60%を下回る場合で、発電効率が低下するときは、その下回った範囲において、発電効率低下に対する補正をいたします。 【要綱案(見直し後) P6】

◆入札価格(上限価格)に関するご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
P7 運転条件の指定 募集規模は、運転条件別に指定することが基本。 (その際、入札実施会社は、入札要綱において想定される典型的な運転パターンを例示すること等が求められる。実運転時の運転パターンについては、入札後の協議により決定)。 P8 上限価格について 上限価格を公表するか否かは、応札の見込み等応札者間において競争が十分に生じるかを踏まえ、入札実施会社が選択可能。	添付資料 運転パターン説明書 標準的な運転パターン例は、下記のNo.1～No.4の運転パターン。 ・No.1:出力一定運転 ・No.2:部分負荷運転 ・No.3:DSS運転 ・No.4:停止 6.評価および落札者決定の方法 上限価格は開示しません。	NO.23 上限価格と同様の設定が応札者側でも適切に行えると考え、上限価格の前提となっている各パターンの組合わせの提示を希望。 具体的には基準利用率70%の前提である各パターンの設定日数やパターン内の各送電電力負荷(%)と負荷変更時間も明記いただくよう提案。 特に運転パターンNo3はDSS運用と考えられます。DSSの頻度(回/年)についても明示いただきたい。	反映 当社の発電設備における要綱案に記載した運転パターン(No.1～4)の組み合わせ例(利用率70%)を要綱案に示しますので、この内容を参考に応札価格を検討いただくようお願いします。 ただし、発電設備毎に点検や付帯工事に必要な期間が異なること、需給状況により計画停止や負荷抑制の頻度等が変動するため、必ずしもこのとおりの運転とはなりません。 【要綱案(見直し後) P57】

◆受給料金(資本費の補正)に関するご意見

事務局論点(資本費の補正)

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
P9 応札条件及び評価項目・基準の設定及び事前公表 応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものであることが必要である。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明されることが必要。	7.受給料金 (エスカレーション率による料金の調整) 固定費のうち、資本費については、事業税が収入金課税の場合のみ、調整を行います。 運転維持費については、毎年実績エスカレーション率等を勘案し、調整を行います。 可変費のうち、燃料本体費については、月ごとに燃料の実勢価格を勘案し、調整を行います。 燃料関係諸費については、毎年実績エスカレーション率等を勘案し、調整を行います。	NO.30～NO.35 落札した発電設備に係る資金の調達金利及び建設費について、落札後に著しく変動する可能性が考えられることから、落札者の希望により、基準金利変動補正および土木建築工事費物価補正の選択を可能としていただきたい。	資金調達の方法が事業者ごとに異なることや、資金調達のインセンティブが働かないことから、金利指標の設定は行わずエスカレーション補正は行いませんので、個々の資金調達方法に応じた入札価格への反映をお願いいたします。

◆契約条件(免責事項)に関するご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
P10 契約違反、契約解消等の取り扱い 天変地異その他の、落札者の責めとならない、客観的に見て予測困難なやむを得ないと判断できる事由により、発電所建設の見通しを立てることが事実上困難になる場合は、上記の契約保証金等の支払いは免責又は軽減されるべきである。	10.帰責事由のない場合の免責・契約解除等 供給設備の建設・工事またはアクセス工事が、大地震、洪水、津波等の通常予測できる範囲を超えた天災地変の発生により遅延した場合の補償は免責。	NO.61 受給開始遅延の不可抗力として「大地震、洪水、津波等の通常予測できる範囲を超えた天災地変」とありますが、「通常予測できる範囲」を明確にしていきたい。 (例えば、レベル2の最大クラス地震・津波として、西日本では南海トラフ巨大地震・津波が想定されます。)	本入札では地点を特定せず、広く募集を行うため、地震・津波の規模については特定しません。天災等により受給開始が遅延した場合は、免責の可否について、個別に協議いたします。

◆契約条件(優先交渉権)に関するご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
P9 落札者が入札実施会社以外の者の場合の契約期間終了後の扱い 落札した発電事業者(以下「落札者」という。)が入札実施会社以外の者の場合の契約期間終了後の扱いについては、優先交渉権を規定する等といった制限を設けてはならない。	11.受給期間終了後の取り扱い 落札者または当社は、受給期間終了後も受給を行うことを希望する場合は、受給期間終了の日の5年前までに、書面により相手方に契約延長の協議を申し出るものとし、当該相手方は、特別の事情がない限りは協議に応じるものとする。 上記に基づき契約延長される場合の受給料金については、受給料金算定諸元の延長時点での適正な原価に基づき、その他の契約条件については、受給契約に定める諸条件に基づき、それぞれ落札者と当社で協議のうえ決定。	NO.65～NO.66 「契約延長される場合の受給料金については、適正な原価に基づき協議のうえ、決定する」と記載されておりますが、「新しい火力電源入札の運用に係る指針(2次改訂)」において、「契約期間終了後の扱いについて優先交渉権を規定する等といった制限を設けてはならない」ことが記載されており、「適正な原価」は本指針の「契約終了後の扱いの制限」に該当すると考えますので、当該記載は削除いただきたい。	優先交渉権を規定する等といった制限については、契約終了後、事業者が自由に次の契約締結先を選択できなくするといった制限であると考えており、当社と契約延長を行う場合の条件を付したとしても、事業者の選択権を阻害するものではないと考えております。

3. 指針に規定がない項目に関する主なご意見 および当社の回答

◆入札条件に関するご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
該当なし	3.募集内容およびプロジェクトが満たすべき要件 (受給開始基準日) 平成33年度から平成35年度までのいずれかの年度の4月1日(応札者が設定)	NO.11 受給開始日については、4月1日に拘らず、柔軟に設定できるようにしていただきたい。	反映 受給開始日については、平成33年度から平成35年度までのいずれかの年度の4月1日で設定していただくこととしていましたが、ご意見を踏まえ、平成33年4月1日から平成35年7月1日までの各月の月初(1日)で事業者が設定できることといたします。 【要綱案(見直し後) P5】
該当なし	7.受給料金 法令および税制の変更等で受給料金を変更すべき場合については、落札者および当社は誠意をもって協議を行うものとする。	NO.14～ NO.16 ・将来の税率変更については、新税率に合わせて供給条件(契約内容)を変更して頂けると考えていいか。 ・環境規制の強化等、入札時点で予測しえない大幅な状況変化が発生した場合においては、入札による受給条件について所定の法手続きによる変更が可能である旨明記いただきたい。	法令の変更等で受給料金を変更すべき場合については、両者、誠意をもって協議を行うものいたします。

◆評価に関するご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
該当なし	6.評価および落札者決定の方法 (非価格要素評価) ガバナフリー機能、AFC機能およびOTM機能の全てを提案するプロジェクトに対して評価。	NO.25 需給調整機能を具備した発電者の効率低下・機会損失・対価等の扱いは電力システム改革の制度設計が示された後に落札者との協議により決定いただきたい。	需給調整機能の具備する応札者と具備しない応札者の公平性を確保するため、事前に条件を明確にするという観点から、非価格要素による加点のインセンティブを設定しているため、事後の協議は考えておりません。 そのため、提案価格には需給制御への参加を加味していただきますよう、お願いします。
該当なし	【参考】需給調整機能に関する具体的要件 (AFC出力変化速度の例) ・定格出力の4%/分以上	NO.26 需給調整機能に関する具体的要件は、「出力変化幅(速度):定格出力の〇〇%以上」とありますが、設備容量の一部を応札する場合は、『定格出力』を『受給電力(応札する容量)』と考えればいいか。	反映 設備容量の一部を応札される場合は、「応札する容量」ではなく、「基準受給電力」に対する出力変化速度および出力変化幅を満たしていただきますようお願いいたします。 ご意見を踏まえ、この点が明確になるよう、要綱案および提案書様式に注釈を加えます。 【要綱案(見直し後) P82】

◆受給料金に関するご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
該当なし	8.電力の受給と受給料金の支払い 落札者および当社のいずれの責にも帰すことができない事由で、受給電力の供給が停止し、または一部が制限される場合は、その事象が発生した日以降180日を上限とし、当社は基本料金を支払う。	NO.38～NO. 40 ・貴社帰責事由により受給電力供給が停止・一部が制限された場合、180日の上限なく支払がなされるとの理解でいいか。 ・不可抗力等の発生において基本料金の支払期間が180日に制限されると、設備投資金額の高い発電事業者の負担が大きくなるため、受給契約が解除・解約されるまで基本料金の支払をお願いしたい。	当社の帰責事由により、受給電力の供給が停止・一部制限することとなった場合は、当該事象が解消されるまでの間または解除・解約に至るまで、基本料金をお支払いいたします。 当該規定は、当社・落札者いずれの責めにも帰さない事由により、受給電力の供給が停止・一部制限することとなった場合の取り扱いであり、そのリスクは双方で負うべきものと考え、1年間事象が改善されない場合は、解除・解約権が発生することから、その期間における基本料金の半分をお支払いすることとしております。

◆受給料金に関するご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
該当なし	8.電力の受給と受給料金の支払い 年間通告電力量が、当社の責めに帰すべき事由により、当該年度の年間受給電力量を基準とした、年間通告電力量の調整範囲に定める年間通告電力量調整範囲の下限值を下回った場合は、その下回った電力量に対して当該年度の最終月の電力量料金単価の2分の1を乗じて得られる金額を当該年度の最終月の電力量料金に加算して支払う。	NO.41 ・貴社事由(貴社要請)による未達であることを鑑み、電力量料金単価は、2分の1とせず、満額とすべき。	年間通告電力量調整範囲の下限值を下回った場合の補償については、事業者が当社の通告を超過または未達となった場合の補償と同じ水準としております。

◆契約条件に関するご意見

事務局論点(連帯保証)

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
該当なし	1.一般注意事項 グループで応札する場合には、提案書において参加企業全ての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社の窓口となる代表企業を明示してください。この場合は、全ての参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとします。	NO.47～NO.50 契約保証金を預託およびペナルティ支払義務により責任を果たしており、出資者の連帯保証までは不要としていただきたい。	IPP事業は、長期継続的な電気の安定供給を担っていただくこととなります。このため、出資者全員で全責任をもって本事業を完遂していただく必要があると考えております。したがって、子会社または合弁会社等の出資者による保証については、その出資者すべてが連帯して保証いただくことが必要であると考えております。

◆ 契約条件に関するご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
該当なし	10. 帰責事由のない場合の免責・契約解除等 落札者および当社のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、1年以内に受給を再開できない場合、落札者および当社のいずれも、何ら責めを負うことなく、受給契約を解除・解約することができる。	NO.52 例えば東日本大震災において実際に約2年間の停止に至ったのち発電を再開した発電所もあり、電源設備の耐用年数や社会通念上の観点から、1年の規定は廃止するか、もしくは契約解除については状況に応じて両社協議とするべき。	反映 期限を超過したからといって、直ぐに解除・解約とするのではなく、復旧時期等を総合的に判断したうえで解除・解約すべきと考えています。 そのような主旨から、ご意見を踏まえ、上記事象の場合は、両者協議し、協議が整わなければ解除・解約とする旨、要綱案に記載いたします。 【要綱案（見直し後）P42】
該当なし	9. 契約保証金とペナルティ 当社事由により受給開始までに解除・解約となった場合、当社は落札者に対し、以下を支払う。 ①契約保証金の返還、②遅延金支払い、③実損害補償	NO.68 落札者事由で解除・解約となった場合は、契約保証金を没収されるため、貴社事由の場合は契約保証金の返還に加えて、契約保証金相当額を支払っていただきたい。	反映 ご意見を踏まえ、当社事由で受給開始の日までに、解除・解約となった場合は、契約保証金の返還に加えて、契約保証金相当額を当社ペナルティとして追加いたします。 【要綱案（見直し後）P33】

◆ 契約条件に関するご意見

事務局論点(解約・解除時の補償等)

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
該当なし	9. 契約保証金とペナルティ 受給契約を解除・解約する場合は、原因者が相手方に以下の解約金を支払う。 (受給開始前) 相手方が被った通常生ずべき実損害(逸失利益を除く。)に対する補償を行う。この補償は、入札基本料金を1ヶ月分の料金とした場合の、解約時点から始まる84ヶ月分の料金を上限とする。 (受給開始後) ・入札基本料金に解約までの月数を乗じた値を差し引いた金額を精算。 ・受給期間の残存月数(下限12ヶ月、上限84ヶ月とする。)に入札基本料金を乗じた金額。	NO.71～NO.73 (受給開始前) 落札者事由の解除・解約の場合、実損害については契約保証金にてカバーされるものと考え、ここで定められる「実損害に対する補償」は不要としていただきたい。貴社事由の解除・解約の場合は、「実損害に対する補償」を希望。 (受給開始後) 落札者事由による解除・解約の場合は、受給期間の残存月数(上限7年)に入札基本料金を乗じた金額を解約金として支払う旨定められていますが、本件解約金の水準として過大ではないか。貴社事由の解除・解約の場合は、「実損害に対する補償」を希望。	(受給開始前) 当社の帰責事由による解除・解約の場合は、落札者が被った通常生ずべき実損害(逸失利益を除く。)に対する補償を行うこととしております。ただし、リスクの予見性を高めるために入札基本料金の84ヶ月を上限といたします。 (受給開始後) 落札者にとっては、一定期間の資本費の回収が図れることで借入金等の返済に充てられ、新たな契約先確保が図れることを踏まえ、解約金の水準として合理的であると考えております。また、リスクの予見性を高めるために入札基本料金の84ヶ月を上限といたします。 なお、補償内容については双方イコールフットイングとしております。

◆その他のご意見

指針	要綱案(見直し前)	ご意見	回答
該当なし	9.契約保証金とペナルティ 受給契約締結後、供給設備の建設・工事遅延の有無等を当社が把握するため、落札者は、供給設備の建設工程の進捗を受給契約締結から6ヶ月ごとに、当社へ報告していただきます。	NO.100～NO.102 建設工程の進捗を6ヶ月ごとに報告するのは、工事遅延に伴うペナルティを課せられていることを踏まえ、不要としていただきたい。	供給設備の建設・工事の遅延について、ペナルティを課しているものの、受給開始遅延は当社の供給力の減少となり安定供給に支障をきたす可能性があることから工程管理は重要なものと考えているため、正確に工程の進捗度合いを把握したいと考えており、定期的な報告をお願いします。
該当なし	(別冊) 電力受給契約書 (ひな型) 以下の添付資料における「100%子会社」という記載について (添付資料2) 事業の移管に伴う確認書 (添付資料3) 親会社連帯債務保証確約書	NO.105～NO.106 ジョイント・ベンチャーで参画する可能性があるため、「100%子会社」と言う文言削除いただきたい。	反映 「100%子会社として」を削除いたします。 【契約書案 P35～P36】 ※管外版も同様に見直し

4. 情報遮断について

指針	論点	対応
P5 入札実施における基本的考え方 上限価格を事前に公表しない場合は、(中略)、入札実施会社は、上限価格の漏洩を防止し公正かつ有効な競争を実現するために、その入札実施部門と火力部門との間の情報遮断その他必要な措置を講じるものとする。 P16 入札実施フロー 入札実施会社自らが応札しない場合であって、上限価格を事前に公表しない場合は、入札実施会社が講じる入札実施部門と火力部門との間の情報遮断等の措置の実効性・適切性を、中立的機関(火力電源入札WG)において厳格に審査する。	①関西電力(株)が講じている情報遮断等の措置についての実効性・適切性を審査していただきたい。 ②具体的な審査のポイント (1)情報管理についての社内ルールは定めているか、また、その周知方法は適切か (2)当該社内ルールについての実効性はあるか、また、その内容は適切か(例えば、入札実施部門が火力部門と情報のやりとり(メール等)を行う場合、必ずCCに管理職を入れる等のルールになっているか)	②(1)について 当社の情報遮断の社内ルールとして「火力電源入札における情報管理要綱」を制定し、上限価格の算定に係わる部門等に周知を実施しております。 ②(2)について 当該要綱においては、守秘義務や情報の取扱いおよび管理方法を以下のとおり定めており適切なものと考えております。 ・上限価格算定に関する業務は、隔離された施設ができる執務室(会議室等)で実施する。 ・関係文書は「取扱注意文書」と位置づけ、施設管理責任者により管理されたキャビネット等で保管する。 ・電子データはアクセス制限をかけ、厳正に管理する。 また、一部の事業者の差別的な取り扱いの禁止や、不当な働きかけの報告義務等を定めるとともに、情報管理責任者として、お客さま本部長(副社長)を任命することで、ルールの実効性を確保しているものと考えております。

指針	論点	対応
P5 入札実施における基本的考え方 上限価格を事前に公表しない場合は、(中略)、入札実施会社は、上限価格の漏洩を防止し公正かつ有効な競争を実現するために、その入札実施部門と火力部門との間の情報遮断その他必要な措置を講じるものとする。 P16 入札実施フロー 入札実施会社自らが応札しない場合であって、上限価格を事前に公表しない場合は、入札実施会社が講じる入札実施部門と火力部門との間の情報遮断等の措置の実効性・適切性を、中立的機関(火力電源入札WG)において厳格に審査する。	②具体的な審査のポイント 上限価格を決定する際の取締役会等に、火力部門の役員等が出席するか、出席する場合の措置は適切か	②について ・常務会、取締役会には、火力部門の役員も参加いたします。 ・各役員は、善管注意義務や就任時の誓約書により、情報の目的外利用・漏洩の禁止の義務を負っており、常務会、取締役会での場で、上限価格が機密情報であることを説明するとともに、情報遮断の徹底を議長から各役員に求めます。 さらに、情報遮断を高めるため、以下の措置を講じます。 ・常務会、取締役会では、具体的な上限価格が分からないよう、レベル感のみを示して方針を決定した後、最終的な金額を社長が決定する。 ・上限価格の最終的な機関決定の場となる取締役会を応札締切日1営業日前の近傍に実施するスケジュールとする。

- ◆ 情報遮断が必要な「上限価格」と「応札者の提案内容」に対し、火力入札における情報管理ルールを社内標準（火力電源入札における情報管理要綱）として制定（H26.4.7）し、情報の厳正な管理を実施。
- ◆ 上限価格については、漏洩リスクを最小限にするため、電源調達計画作成箇所が中立的機関への提出期限である応札締切日1営業日前の近傍に決定。火力電源入札実施箇所は、応札締切後に電源調達計画作成箇所より受領。

- ◆ 上限価格については、漏洩リスクを最小限にするため、電源調達計画作成箇所が中立的機関への提出期限である応札締切日1営業日前の近傍に決定。火力電源入札実施箇所は、応札締切後に電源調達計画作成箇所より受領。

火力電源入札における情報管理要綱

＜条項＞

第1条:目的

第2条:適用範囲

第3条:用語の定義

第4条:火力電源入札実施担当者および電源調達計画作成担当者の責務

第5条:情報管理責任者

第6条:火力電源入札の上限価格の作成

第7条: 守秘義務

第8条: 目的外利用の禁止

第9条:情報の取扱いおよび管理方法

第10条:事業者との応接方法

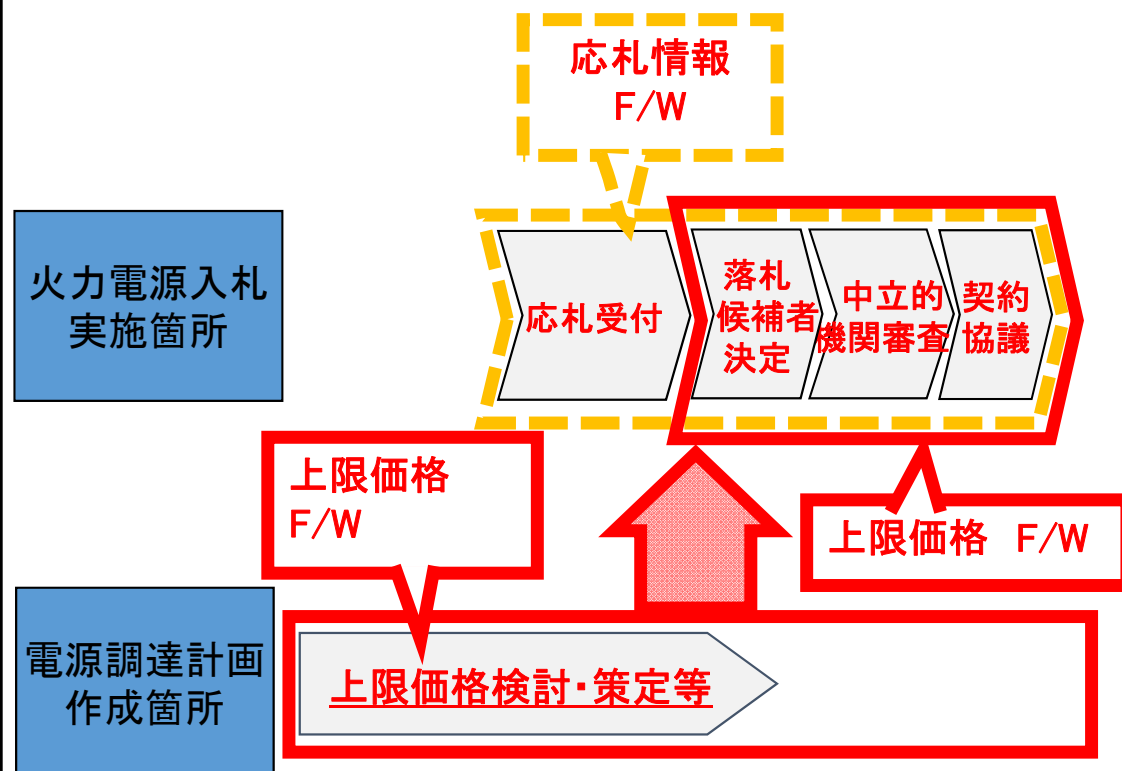
第11条:報告等

第12条:不当な働きかけに対する対応

第13条: 執務環境の整備

別紙:火力電源入札の上限価格に関する情報および応札者の
提案内容の具体的な管理方法

＜情報遮断のイメージ＞



5. 要綱案の見直しについて

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【要綱案】 はじめに	関西電力株式会社～省略～このたび、平成33年度から平成35年度までに供給開始する火力電源150万キロワットを入札により募集します。 <ご提案NO.11>	関西電力株式会社～省略～このたび、 <u>平成33年4月1日から平成35年7月1日</u> までに供給開始する火力電源150万キロワットを入札により募集します。
【要綱案】 1. 一般注意事項(P2)	記載無し。 <ご提案NO.104>	<u>(9) 当社または落札者が第三者と合併、会社分割または受給契約に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。なお、受給契約承継の詳細な取り扱いについては、受給契約書(ひな型)を参照してください。</u>
【要綱案】 3. 募集内容 およびプロジェクトが満たすべき要件(P5) 【要綱案 添付資料(13) 主な使用語句説明】 (P89)	【要綱案】 (2) 受給開始基準日 平成33年度から平成35年度までのいずれかの年度の4月1日(応札者が設定) 【要綱案 添付資料】 「受給開始基準日」 平成33年度から平成35年度までの各年度の4月1日のうち、応札者が受給開始の日として設定した日をいいます。 <ご提案NO.11>	【要綱案】 (2) 受給開始基準日 平成33年4月1日から平成35年7月1日までの <u>各月の月初(1日)のうち</u> 応札者が設定した日 【要綱案 添付資料】 「受給開始基準日」 <u>平成33年4月1日から平成35年7月1日までの期間の月初(1日)のうち</u> 、応札者が受給開始の日として設定した日をいいます。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【要綱案】 3. 募集内容 およびプロ ジェクトが満 たすべき要 件(P5) 【要綱案 添 付資料】 (5)入札価 格と受給料 金の算定方 法(P68) (13)主な使 用語句の説 明(P90)	【要綱案】 (5)年間受給電力量の設定と年間通告電力量の調整 範囲 受給期間中、年度ごとに～省略～通知します。また、 年間の通告電力量(使用語句説明に定める通告電力 量をいう。以下同じ。)～省略～ 【要綱案 添付資料(5)】 ロ)(イ)基本料金 原則として、入札価格の算定に用いた各年度の固定 費を12で除した金額が、当該年度の毎月の基本料金 となります。 【要綱案 添付資料(12)】 「年度」「年間」記載無し。	【要綱案】 (5)年間受給電力量の設定と年間通告電力量の調整範 囲 受給期間中、年度(使用語句説明に定める年度、年間を いう。以下同じ。)ごとに～省略～通知します。また、年間 (使用語句説明に定める年度、年間をいう。以下同じ。)の 通告電力量(使用語句説明に定める通告電力量をいう。 以下同じ。)～省略～ 【要綱案 添付資料(5)】 ロ)(イ)基本料金 <u>原則として、各年の固定費を、各年度の月数で按分した 値を合計した金額が、当該年度の固定費となります。その 値を当該年度の月数で除した値が、当該年度の月額の基本 料金となります。</u> 【要綱案 添付資料(13)】 <u>「年度」「年間」</u> <u>毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。 ただし受給開始の日が4月1日でない場合の受給開始初 年度は、受給開始の日から翌3月31日まで、最終年度は 4月1日から受給期間終了日までを年間または年度としま す。</u>

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
	「年間時間数」 1年間を～省略～をいいます。 ＜ご提案NO.11＞	「年間時間数」 1年間を～省略～をいいます。 <u>ただし、受給開始の日が4月1日でない場合の受給開始初年度および最終年度は当該年度の時間数をいいます。</u>
【要綱案】 3. 募集内容 およびプロジェクトが満たすべき要件(P6)	(5)ロ)年間通告電力量の調整範囲 ～省略～ なお、～省略～可能とします。 ＜ご提案NO.20～22＞	(5)ロ)年間通告電力量の調整範囲 ～省略～ なお、～省略～可能とします。 <u>また、当社の責めに帰すべき事由(この場合に限り、年間受給電力量の設定範囲での通告を含みます。)</u> により、 <u>年間通告電力量に当社の責めに帰すことのできない事由により減少した年間通告電力量を加算した値が、基準受給電力に当該年度の年間時間数を乗じて得た電力量の60%を下回る場合で、発電効率が低下するときは、その下回った範囲において、効率低下に対する補正を行います。補正内容については協議を行い定めるものとします。</u>
【要綱案】 3. 募集内容 およびプロジェクトが満たすべき要件	【要綱案】 (8)二酸化炭素排出係数 応札者は、二酸化炭素排出係数を自ら調整するか、～省略～のとおりとします。	【要綱案】 (8)二酸化炭素排出係数 応札者は、二酸化炭素排出係数 <u>(使用語句説明に定める二酸化炭素排出係数をいう。以下同じ。)</u> を自ら調整するか、～省略～のとおりとします。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
件(P8) 【要綱案 添付資料】(13)主な使用語句の説明(P91)	【要綱案 添付資料】 記載無し。 ＜二酸化炭素排出係数の定義明確化＞	【要綱案 添付資料】 <u>「二酸化炭素排出係数」</u> <u>『様式－13－1二酸化炭素排出係数算定書』で算定される(e)排出係数をいいます。なお、実績排出係数は実績値を基に算定される値とします。</u>
【要綱案】 3. 募集内容およびプロジェクトが満たすべき要件(P9) 【要綱案 添付資料】 (13)主な使用語句の説明(P91)	【要綱案】 (10)イ)発電余力の活用条件 本要綱に基づき当社に電力供給を行う電源について、当社への電力供給に支障の生じない限りにおいて、～省略～を可能とします。～省略～ ロ)電力量の仕訳に係る順位 受給地点において、～省略～順位としていただきます。 【要綱案 添付資料】 「実績受給電力量」 『添付資料(4)計量装置』で計量された受給電力量をいいます。ただし、余力活用を行った場合は、～省略～ ＜ご提案NO.2＞	【要綱案】 (10)イ)発電余力の活用条件 本要綱に基づき当社に電力供給を行う電源について、 <u>通告電力量が基準受給電力を2で除した値に相当する電力量を下回る場合、</u> 当社への電力供給に支障の生じない限りにおいて、～省略～を可能とします。～省略～ ロ)電力量の仕訳に係る順位 受給地点において、～省略～順位としていただきます。 <u>なお、当社以外の事業者へ供給する場合(余力活用は除く。)</u> の仕訳順位は、 <u>同順位とすることも可能です。</u> 【要綱案 添付資料】 「実績受給電力量」 『添付資料(4)計量装置』で計量された受給電力量をいいます。ただし、 <u>当社以外の事業者</u> に販売および余力活用を行った場合は、～省略～

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【要綱案】 3. 募集内容 およびプロ ジェクトが満 たすべき要 件 (P10) 【要綱案 添 付資料】 (12)同一場 所での複数 発電機の一 括提案時に おける受給 電力取り扱 い (P85)	【要綱案】 記載無し。 【要綱案 添付資料】 記載無し。 <ご提案NO.7>	【要綱案】 <u>(13)同一場所での複数発電機の一括提案</u> <u>同一場所で複数の発電機(たとえば1号系列、2号系列</u> <u>など)を1つのプロジェクトとして提案する場合、平成33</u> <u>年4月1日から平成35年7月1日までの期間内で、発電</u> <u>機ごとの運転開始時期に合わせて、月単位で段階的に</u> <u>受給開始基準日を定め、受給電力を段階的に増加して</u> <u>応札することも可能です。</u> <u>詳細については、『添付資料(12)同一場所での複数発</u> <u>電機の一括提案時における受給電力の取り扱い』を参照</u> <u>してください。</u> 【要綱案 添付資料】 <u>同一場所、複数発電機による一括提案時において、各発</u> <u>電機の受給を段階的に行う場合は、以下のとおり取り扱</u> <u>うこととします。</u> <u>イ)受給最大電力、基準受給電力</u> <u>発電機の受給開始および終了時期に応じて設定してくだ</u> <u>さい。なお、募集規模に対する受給最大電力は、応札者</u> <u>が設定した最大の値とします。また、受給最大電力およ</u> <u>び基準受給電力の増加および減少は、各発電機の段階</u> <u>的な受給開始および受給終了のときに限るものとします。</u>

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
		<u>ロ) 受給開始基準日</u> <u>発電機の受給開始時期に応じて受給開始基準日を設定してください。</u> <u>なお、受給開始基準日の設定期間は平成33年4月1日から平成35年7月1日までの期間の月初(1日)とします。</u> <u>ハ) 受給期間</u> <u>最初の受給開始の日から、原則15年とします。(最初の受給開始の日から10～30年で応札者が1年単位で設定することも可能とします。)</u><u>ただし、受給期間のうち10年以上は募集規模に対する受給最大電力で供給していただきます。</u> <u><受給開始基準日、期間、受給最大電力のイメージ:3台運用時></u>

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
		二) 基準受給電力量、可能受給電力量 上記イ)で設定した基準受給電力をもとに年度ごとに設定します。 なお、『4. 入札価格』および『6. 評価および落札者決定の方法』に記載のある基準受給電力量は、上記イ)で設定した基準受給電力を、それぞれの受給期間に応じて按分した値の合計値とし、下式で算定されるものとします。 <u>基準受給電力量＝</u> <u>①基準受給電力×8760時間×70%×①の期間÷受給期間＋②基準受給電力×8760時間×70%×②の期間÷受給期間＋③基準受給電力×8760時間×70%×③の期間÷受給期間</u> <u><基準受給電力量イメージ:50万kW×3台の場合></u> ①50万kW×8760時間×70%×12ヶ月 ②100万kW×8760時間×70%×24ヶ月 ③150万kW×8760時間×70%×156ヶ月 合計: 1,500,000,000 kWh 木) 二酸化炭素排出係数(契約排出係数) 二酸化炭素排出係数(契約排出係数)は、それぞれの受給期間に応じた二酸化炭素排出量の合計値を上記二)

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
		<u>の計算式で算定した基準受給電力量で除した値とし、下式で算定されるものとします。算定方法の詳細につきましては、『様式－13－1. 二酸化炭素排出係数算定書』および『様式－13－4. 二酸化炭素排出係数算定書(同一場所での複数発電機の一括提案時で段階的に受給開始する場合)』をご覧ください。</u> <u>二酸化炭素排出係数＝</u> <u>(①基準受給電力量×①二酸化炭素排出係数</u> <u>＋②基準受給電力量×②二酸化炭素排出係数＋③基準受給電力量×③二酸化炭素排出係数)</u> <u>÷ 基準受給電力量</u> <u>なお、『7. (4)二酸化炭素排出係数の調整』については、プロジェクト全体の値を報告、精算させていただくこととします。</u> <u>へ)入札価格</u> <u>『様式－4 入札価格計算書』について以下の順序で作成し、入札価格を算定してください。</u> <u>まず、発電機ごとに固定費、可変費および合計値を設定し、固定費と合計値の現在価値(ΣE、ΣK)を算定した『様式－4 入札価格計算書』を作成してください。(入札価格の算定は不要です。)ただし、最終年の月数が12ヶ月を</u>

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
		<u>下回る場合の当該年の可変費は、『4. 入札価格(3)』で毎年同額で設定する可変費を当該年の月数で按分した値で設定してください。なお、作成にあたっては、2台目以降の発電機の受給開始基準日が1台目から1年以上経過する場合でも入札価格計算書は1年目から受給開始する前提で記載してください。</u> <u>次に発電機ごとの現在価値(ΣE, ΣK)をそれぞれ合計し、資本回収係数を乗じて得た値を、上記二)で算定される基準受給電力量で除した値が固定費価格(R)と入札価格(S)になります。なお、資本回収係数の算定に用いる受給期間は、上記ハ)の受給期間とします。</u> <u>発電機ごとの現在価値算定および入札価格を算定した『様式－4 入札価格計算書』は提案書に添付して提出してください。</u> <u>ト)受給料金</u> <u>基本料金は、上記へ)で作成した発電機ごとの『様式－4. 入札価格計算書』の各年の固定費を、各年度の月数で按分した値を合計した金額が、当該年度の固定費となります。次に発電機ごとに算定した当該年度の固定費を、受給開始時期を勘案した発電機ごとの当該年度の月数で除し、それらを発電機ごとの受給開始時期にあわせて</u>

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
		<u>月ごとに合計した金額が、1ヶ月の基本料金となります。</u> <u>電力量料金は上記へ)で入札価格を算定した『様式－4 入札価格計算書』の可変費単価に実績受給電力量の1ヶ月の合計値を乗じた値となります。</u> <u>『添付資料(5)ハ)(二)アクセスコスト(特定負担分)の精算』については、上記へ)で発電機ごとに作成した『様式－4 入札価格計算書』の年ごとのそれぞれのアクセスコスト(特定負担分)を基準にアクセスコスト(特定負担分)を精算します。一部の発電機が既に受給開始している場合は、既に支払った受給料金のアクセスコスト(特定負担分)精算額に相当する金額を、残存する受給期間年数で除した値を、残存する受給期間の年ごとの資本費に加減し、受給料金を調整します。</u> <u>チ)契約保証金</u> <u>『9.(1)契約保証金(受給契約締結時)』で契約保証金の算定に用いる受給最大電力は、上記イ)で設定した募集規模に対する受給最大電力とします。</u> <u>なお、上記イ)で設定した募集規模に対する受給最大電力で受給が開始された場合は、その日から1ヶ月以内に落札者に契約保証金を返還します。</u> <u>リ)受給遅延に対するペナルティ</u>

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
		<u>上記ロ)で設定した発電機ごとの受給開始基準日を超過した場合の遅延金算定に用いる契約保証金は、募集規模に対する受給最大電力と受給開始が遅延した発電機が受給開始していれば段階的に増加するはずであった受給最大電力の値(以下「段階的増加分」といいます。)の比で按分して得た段階的増加分の割合に応じた値とします。</u> <u>遅延から1年間の期間についても、上記ロ)で設定した受給開始基準日ごとに判断することとし、1年以内に受給できない場合、または1年以内に受給開始の見込みのないことが判明した場合は『9. (2)イ)供給設備の建設・工事の遅延に対する損害等の補償と契約の解除(ロ)、ロ)アクセス工事の遅延に対する損害等の補償と契約の解除(ロ)』により取り扱うこととします。</u> <u>ヌ)受給開始前後の解約の取り扱い</u> <u>『9. (3)解除・解約権』については最初の発電機が受給開始した日を受給開始の日として取り扱うこととします。</u> <u>以上、同一場所、複数発電機による一括提案時において、発電機の受給を段階的に行う場合の取り扱いについて記載しましたが、受給契約の詳細については、協議にて定めるものとします。</u>

5. 要綱案の見直しについて

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【要綱案】 4. 入札価格 (P13)	(1)『添付資料(3)～省略～いただきます。応札者が余力活用を予定されている場合は、～省略～可能です。 <ご提案NO.2>	(1)『添付資料(3)～省略～いただきます。応札者が 当社以外の事業者に販売 を予定されている場合は、～省略～可能です。
【要綱案】 7. 受給料金 (P26)	(1)受給料金 受給料金は、～省略～算定するにあたり設定した年度ごとの費用に基づき算定します。ただし、～省略～再算定後の年度ごとの費用に基づき受給料金を算定します。各年度の固定費を12で除した値が、当該年度の月額の基本料金となります(受給開始の日が4月1日ではない場合の取扱いは受給契約書(ひな型)を参照してください)。電力量料金は実績受給電力量(使用語句説明に定める実績受給電力量をいう。以下同じ。)の1ヶ月の合計値に当該年度のキロワット時あたりの可変費単価を乗じた値となります。 <ご提案NO.11>	(1)受給料金 受給料金は、～省略～算定するにあたり設定した 年 ごとの費用に基づき算定します。ただし、～省略～再算定後の 年 ごとの費用に基づき受給料金を算定します。 <u>各年の固定費を各年度の月数で按分した値を合計した金額が、当該年度の固定費となります。その値を当該年度の月数で除した値が、当該年度の月額のの基本料金となります。(受給開始の日が4月1日ではない場合の取扱いは受給契約書(ひな型)を参照してください)。</u> 電力量料金は実績受給電力量(使用語句説明に定める実績受給電力量をいう。以下同じ。)の1ヶ月の合計値に 当該年度のキロワット時あたりの可変費単価を乗じた値が月額 の電力量料金となります。
【要綱案】 7. 受給料金 (P26)	(2)アクセスコスト(特定負担分)の精算 当社は、～省略～、落札者側に原因がないと当社が判断した金額(以下「工事費負担金精算額」という。)～省略～を精算します。 <ご提案NO.84>	(2)アクセスコスト(特定負担分)の精算 当社は、～省略～、落札者側に原因がないと当社が 合理的に 判断した金額(以下「工事費負担金精算額」という。)～省略～を精算します。

5. 要綱案の見直しについて

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【要綱案】 7. 受給料金 (P28)	(4)ロ)二酸化炭素排出係数の精算 (ハ)～省略～ ※温対法で～省略～、市場の縮小や廃止等により指標として活用することが適当でないと当社が判断した場合は、～省略～適用します。 <ご提案NO.84>	(4)ロ)二酸化炭素排出係数の精算 (ハ)～省略～ ※温対法で～省略～市場の縮小や廃止等により指標として活用することが適当でないと当社が <u>合理的に</u> 判断した場合は、～省略～適用します。
【要綱案】9. 契約保証金 とペナルティ (P31)	(1)契約保証金(受給契約締結時) イ)落札者は、～省略～預託していただきます。なお、この契約保証金の預託は、銀行法に規定される銀行発行の～省略～代えることができます。 <ご提案NO.94>	(1)契約保証金(受給契約締結時) イ)落札者は、～省略～預託していただきます。 なお、この契約保証金の預託は、 <u>原則として</u> 銀行法に規定される銀行発行の～省略～代えることができます。
【要綱案】9. 契約保証金 とペナルティ (P32)	2)イ)(イ)落札者による供給設備の建設・工事の遅延により、受給開始基準日の翌日から起算して90日目の日(以下「延期期限日」という。)までに受給を開始できない場合には、落札者は当社に対して、延期期限日を超過した1日につき、～省略～切り捨てます。 遅延金 = 契約保証金 ÷ (365－90) (ロ)～省略～ ② (イ)の遅延金については、当社が延期期限日までに受給契約を解除した場合、落札者は当社に遅延金の支払いを行わないものとし、当社が延期期限日を超え	(2)イ)(イ)落札者による供給設備の建設・工事の遅延により、 <u>受給開始基準日</u> までに受給を開始できない場合には、落札者は当社に対して、 <u>受給開始基準日</u> を超過した1日につき、～省略～切り捨てます。 <u>遅延金 = 契約保証金 ÷ 365</u> (ロ)～省略～ ② (イ)の遅延金については、当社が <u>受給開始基準日</u> までに受給契約を解除した場合、落札者は当社に遅延金の支払いを行わないものとし、当社が <u>受給開始基準日</u> を

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
	て受給契約を解除した場合、落札者は当社に当該解除の日までの遅延金を支払うものとします。 ～省略～ ロ)(イ)当社の行うアクセス工事の遅延により、延期期限日までに受給を開始できない場合には、当社は落札者に対して、延期期限日を超過した1日につき、次式により算定される金額を遅延金として支払います。遅延金の単位は円単位とし、小数点以下を切り捨てます。 遅延金 = 契約保証金 ÷ (365－90) ～省略～ (ロ) ② (イ)の遅延金については、落札者が延期期限日までに受給契約を解除した場合、当社は落札者に遅延金の支払いを行わないものとし、落札者が延期期限日を超過して受給契約を解除した場合、～省略～ (3)イ)(ロ)～省略～ ② 『(2)イ)供給設備の建設・工事の遅延に対する損害等の補償と契約の解除(イ)』の遅延金については、当社が延期期限日までに受給契約を解除・解約した場合、落札者は当社に遅延金の支払いを行わないものとし、当社が延期期限日を超過して受給契約を解除・解約	超えて受給契約を解除した場合、落札者は当社に当該解除の日までの遅延金を支払うものとします。 ～省略～ ロ)(イ)当社の行うアクセス工事の遅延により、<u>受給開始基準日</u>までに受給を開始できない場合には、当社は落札者に対して、<u>受給開始基準日</u>を超過した1日につき、次式により算定される金額を遅延金として支払います。遅延金の単位は円単位とし、小数点以下を切り捨てます。 <u>遅延金 = 契約保証金 ÷ 365</u> ～省略～ (ロ) ② (イ)の遅延金については、落札者が<u>受給開始基準日</u>までに受給契約を解除した場合、当社は落札者に遅延金の支払いを行わないものとし、落札者が<u>受給開始基準日</u>を超過して受給契約を解除した場合、～省略～ (3)イ)(ロ)～省略～ ② 『(2)イ)供給設備の建設・工事の遅延に対する損害等の補償と契約の解除(イ)』の遅延金については、当社が<u>受給開始基準日</u>までに受給契約を解除・解約した場合、落札者は当社に遅延金の支払いを行わないものとし、当社が<u>受給開始基準日</u>を超過して受給契約を解除・解約した

5. 要綱案の見直しについて

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
	した場合、～省略～ 口)(口) ② 『(2)口)アクセス工事の遅延に対する損害等の補償と契約の解除(イ)』の遅延金については、当社が延期期限日までに受給契約を解除・解約した場合、当社は落札者に遅延金の支払いを行わないものとし、当社が延期期限日を超えて受給契約を解除・解約した場合、当社は落札者に当該解除・解約の日までの遅延金を支払うものとします。 <ご提案NO.11>	場合、～省略～ 口)(口) ② 『(2)口)アクセス工事の遅延に対する損害等の補償と契約の解除(イ)』の遅延金については、当社が<u>受給開始基準日</u>までに受給契約を解除・解約した場合、当社は落札者に遅延金の支払いを行わないものとし、当社が<u>受給開始基準日</u>を超えて受給契約を解除・解約した場合、当社は落札者に当該解除・解約の日までの遅延金を支払うものとします。
【要綱案】9. 契約保証金 とペナルティ (P33)	(2)口)(口)～省略～ ① 当社は上記『(1)契約保証金(受給契約締結時)』の契約保証金を返還します。なお、返還する契約保証金には利息を付しません。 ～省略～ (3)口)(口)～省略～ ① 当社は上記『(1)契約保証金(受給契約締結時)』の契約保証金を返還します。～省略～ <ご提案NO.68>	(2)口)(口)～省略～ ① 当社は上記『(1)契約保証金(受給契約締結時)』の契約保証金を<u>返還するとともに当該契約保証金に相当する金額を支払います</u>。なお、返還する契約保証金には利息を付しません。 ～省略～ (3)口)(口)～省略～ ① 当社は上記『(1)契約保証金(受給契約締結時)』の契約保証金を<u>返還するとともに当該契約保証金に相当する金額を支払います</u>。～省略～

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【要綱案】9. 契約保証金 とペナルティ (P34)	(3)イ(イ)～省略～ ① 落札者の責めに帰すべき事由により、受給契約に 基づく電力受給を行い得ないと認められる場合 ＜ご提案NO.84＞	(3)イ(イ)～省略～ ① 落札者の責めに帰すべき事由により、受給契約に基 づく電力受給を行い得ないと <u>合理的に</u> 認められる場合
【要綱案】9. 契約保証金 とペナルティ (P38)	(4)イ)算定方法 当社は、～省略～ただし、通告逸脱の原因が、落札者 の責めに帰すことのできない事由であると当社が認め た場合は、通告逸脱ペナルティの対象外となります。通 告逸脱ペナルティの算定方法は以下のとおりです。 ＜ご提案NO.78、79、84＞	(4)イ)算定方法 当社は、～省略～ただし、通告逸脱の原因が、落札者の 責めに帰すことのできない事由であると当社が <u>合理的に</u> <u>判断した</u> 場合は、通告逸脱ペナルティの対象外となりま す。通告逸脱ペナルティの算定方法は以下のとおりです。
【要綱案】9. 契約保証金 とペナルティ (P40)	(6)イ)当社は、～省略～制限されたと当社が判断する 場合、以下に定める停止ペナルティを申し受けます。た だし、～省略～事由であると当社が認めた場合は、停 止ペナルティの対象外となります。～省略～ ＜ご提案NO.83、84＞	(6)イ)当社は、～省略～制限されたと当社が <u>合理的に</u> <u>判断した</u> 場合、以下に定める停止ペナルティを申し受け ます。ただし、～省略～事由であると当社が <u>合理的に判</u> <u>断した</u> 場合は、停止ペナルティの対象外となります。～省 略～
【要綱案】9. 契約保証金 とペナルティ (P41)	(7)通告逸脱と事故停止の取り扱い 通告電力量に対して～省略～、落札者の報告に基づき 当社が判断します。 ＜ご提案NO.82、84＞	(7)通告逸脱と事故停止の取り扱い 通告電力量に対して～省略～、落札者の報告に基づき 当社が <u>合理的に</u> 判断します。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【要綱案】 10. 帰責事由のない場合の免責・契約解除等 (P42)	(1)ロ)落札者および当社の～省略～、受給契約を解除・解約することができます。 ＜ご提案NO.52＞	(1)ロ)落札者および当社の～省略～、受給契約を解除・解約することができます。 <u>ただし、1年を超えて受給を開始または再開できる見込みがある場合は、受給契約継続の協議を行うことができるものとし、当該協議が成立した場合は受給契約を継続することができるものとします。</u>
【要綱案】 12. 提案書に記載する事項(P45)	(2)ホ)受給開始基準日 平成33年度から平成35年度までの各年度の4月1日を受給開始基準日としますので、受給開始年度を平成33年度から平成35年度までの年度で設定してください。 ＜ご提案NO.11＞	(2)ホ)受給開始基準日 <u>平成33年4月1日から平成35年7月1日までの各月の月初(1日)のうち、いずれかの日を設定してください。</u>
【要綱案】 12. 提案書に記載する事項 (P46)	(2)ト)(ロ)～省略～ 応札者が当社以外の事業者に余力活用を予定されている場合は、アクセスコスト(特定負担分)について、余力活用の割合等に応じた費用を設定することも可能です。 (5)入札価格計算書(様式－4) 年度ごとに資本費、～省略～計算してください。 なお、年度ごとに設定するアクセスコスト(特定負担分)について、応札者が当社以外の事業者に余力活用を予	(2)ト)(ロ)～省略～ 応札者が <u>当社以外の事業者に販売</u> を予定されている場合は、アクセスコスト(特定負担分)について、 <u>販売</u> の割合等に応じた費用を設定することも可能です。 (5)入札価格計算書(様式－4) <u>年ごとに資本費、～省略～計算してください。</u> なお、 <u>年ごとに設定するアクセスコスト(特定負担分)について、応札者が当社以外の事業者に販売</u> を予定されている場合は、 <u>販売</u> の割合等に応じた費用を設定すること

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
	定されている場合は、余力活用の割合等に応じた費用を設定することも可能です。 ＜ご提案NO.2、11＞	も可能です。
【要綱案】 12. 提案書 に記載する 事項 (P47)	(5)入札価格計算書(様式－4) ～省略～ なお、～省略～ことも可能です。 ～省略～ (6)へ)二酸化炭素排出係数(様式－13) ～省略～ なお、アグリゲーションの場合は『添付資料(10)イ)二酸化炭素排出係数の算定方法』により算定してください。 ＜ご提案NO.7＞	(5)入札価格計算書(様式－4) ～省略～ なお、～省略～ことも可能です。 <u>同一場所での複数発電機による一括提案時において発電機の受給を段階的に行う場合は『添付資料(12)へ)入札価格』により算定してください。</u> ～省略～ (6)へ)二酸化炭素排出係数(様式－13) ～省略～ なお、アグリゲーションの場合は『添付資料(10)イ)二酸化炭素排出係数の算定方法』、 <u>同一場所での複数発電機による一括提案時において発電機の受給を段階的に行う場合は『添付資料(12)ホ)二酸化炭素排出係数(契約排出係数)』により算定してください。</u>
【要綱案】 12. 提案書 に記載する 事項(P48)	(6)ハ) (イ)ファイナンスの確実性を担保する書面として、銀行法に規定される銀行から～省略～提出してください。 ＜ご提案NO.94＞	(6)ハ) (イ)ファイナンスの確実性を担保する書面として、 <u>原則として</u> 銀行法に規定される銀行から～省略～提出してください。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【要綱案】 12. 提案書 に記載する 事項(P49)	(6) 二)(イ)応札者と～省略～してください。 ＜ご提案NO.91、92＞	(6)二)(イ)応札者と～省略～してください。 <u>なお、各社との守秘義務契約により社名等を記載することができない場合は、その理由を明記いただくことで匿名とすることも可能です。</u>
【要綱案 添 付資料】 (1)運転パ ターン説明書 (P57)	記載無し。 ＜ご提案NO.23＞	<u>ハ)運転パターンの組み合わせについて</u> <u>当社の発電設備における前項に記載した運転パターン(No. 1～No. 4)の組み合わせ例(利用率70%)を以下に示します。</u> <u>ただし、発電設備毎に点検や付帯工事に必要な期間が異なること、需給状況により計画停止や負荷抑制の頻度等が変動するため、必ずしもこのとおりの運転とはなりません。</u> <u>【運転パターン組み合わせ例(利用率70%)】</u> <u>①点検(No. 4)</u> <u>・ボイラ点検 : 90日(1回／2年)</u> <u>※点検を2回実施する内の1回はタービン点検と合わせて実施</u> <u>・タービン点検 : 120日(1回／4年)</u> <u>・運転継続に必要な清掃点検等 : 7日(1回／半年)</u> <u>②停止(No. 4)</u> <u>需給状況による停止</u>

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
		・<u>祝日等の単日停止 : 2回／年</u> ・<u>週末(土日)停止 : 3回／年</u> ・<u>ゴールデンウィーク、年末年始の停止 : 2回／年</u> ③<u>運転</u> <u>需給状況に応じたDSS, 部分負荷運転、定格出力運転</u> ・<u>DSS (No. 3)※ : 2回／年</u> ・<u>部分負荷運転 : 出力50% (No. 2)※</u> <u>: 土日祝の22時～翌8時まで</u> ・<u>定格出力運転 : 出力100% (No. 1)</u> <u>: 上述の①点検、②停止、DSS, 部分負荷運転を</u> <u>除く期間</u> <u>※ 上記点検、停止を前提とした場合の出力抑制(4年</u> <u>間平均)</u>
【要綱案 添付資料】 (2)発電設備が準拠すべき基準等 (P58)	ロ)環境影響評価法の技術要件 新たに～省略～いただきます。 具体的な条件は、～省略～BATの参考表に示される～省略～満たすこととします。 ＜ご提案NO.59＞	ロ)環境影響評価法の技術要件 新たに～省略～いただきます。 具体的な条件は、～省略～BATの参考表 <u>(入札募集開始時における最新のものとしてください。)</u> に示される～省略～満たすこととします。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)										
【要綱案 添付資料】 (5)入札価格と受給料金の算定方法 (P67)	イ)入札価格の算定方法 入札価格の～省略～燃料関係諸費を年度ごとに算定します。 なお、燃料本体費は、～省略～輸入価格(単位は円／tまたはkl)をいう。以下同じ。)の平均値を基準として算定してください。当該平均値は下記『ハ)(ロ)燃料本体費』の表に示します。 次に、～省略～に要する各年の固定費と可変費を現在価値に換算し、さらに受給期間均等発電単価を算出します。～省略～ (イ)現在価値換算式 各年度の費用の現在価値 = m年度※2の費用 ÷ ((1+r※1)m※2)※3 ※1 r=割引率(2.9%) ※2 m=受給開始する年を1年目とした場合の当該年度の年数 ※3 複利現価係数	イ)入札価格の算定方法 入札価格の～省略～燃料関係諸費を年ごとに算定します。 <u>なお</u>、燃料本体費は、～省略～輸入価格(単位は円／tまたはkl)をいう。以下同じ。)の確定値の平均値を基準として算定してください。当該平均値は下記『ハ)(ロ)燃料本体費』の表に示します。 <u>燃料関係諸費に含まれる、石油石炭税は以下の税率における費用を加味してください。</u> <table><tr><td colspan="2"><地球温暖化対策のための税率の特例(租税特別措置法)></td></tr><tr><td>課税物件</td><td>平成28年4月1日以降</td></tr><tr><td>原油・石油製品(1klあたり)</td><td>2,800円</td></tr><tr><td>ガス状炭化水素(1tあたり)</td><td>1,860円</td></tr><tr><td>石炭(1tあたり)</td><td>1,370円</td></tr></table> 次に、～省略～に要する各年の固定費と可変費を現在価値に換算し、さらに受給期間均等発電単価を算出します。～省略～ (イ)現在価値換算式 各年の費用の現在価値 = m年目※2の費用 ÷ ((1+r※1)m※2)※3 ※1 r=割引率(2.9%) ※2 m=受給開始する年を1年目とした場合の当該年の年数 ※3 複利現価係数	<地球温暖化対策のための税率の特例(租税特別措置法)>		課税物件	平成28年4月1日以降	原油・石油製品(1klあたり)	2,800円	ガス状炭化水素(1tあたり)	1,860円	石炭(1tあたり)	1,370円
<地球温暖化対策のための税率の特例(租税特別措置法)>												
課税物件	平成28年4月1日以降											
原油・石油製品(1klあたり)	2,800円											
ガス状炭化水素(1tあたり)	1,860円											
石炭(1tあたり)	1,370円											

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
	(ロ) 受給期間均等発電単価(入札価格)算定式 受給期間均等発電単価 ＝ 受給期間における各年度の費用の現在価値合計 × (r × (1 + r ※ 1) n ※ 2 ÷ ((1 + r ※ 1) n ※ 2 - 1)) ※ 3 ÷ 基準受給電力量 ～省略～ ロ) 受給料金の算定方法 受給料金は～省略～応札者が設定した年度ごとの費用に基づき算定します。 (イ) 基本料金 原則として、入札価格の算定に用いた各年度の固定費を12で除した金額が、当該年度の毎月の基本料金となります。 ハ) (ニ) アクセスコスト(特定負担分)の精算 下記の～省略～で年度ごとに設定したアクセスコスト(特定負担分)を基準にアクセスコスト(特定負担分)精算額を算定します。～省略～ アクセスコスト(特定負担分)精算額 ＝ 年度ごとに設定したアクセスコスト(特定負担分) × 工事費負担金精算額 ※ ÷ アクセスコスト(特定	(ロ) 受給期間均等発電単価(入札価格)算定式 受給期間均等発電単価 ＝ 受給期間における<u>各年</u>の費用の現在価値合計 × (r × (1 + r ※ 1) n ※ 2 ÷ ((1 + r ※ 1) n ※ 2 - 1)) ※ 3 ÷ 基準受給電力量 ～省略～ ロ) 受給料金の算定方法 受給料金は～省略～応札者が設定した<u>年ごと</u>の費用に基づき算定します。 (イ) 基本料金 原則として、<u>各年の固定費を、各年度の月数で按分した値を合計した金額が、当該年度の固定費となります。その値を当該年度の月数で除した値が、当該年度の月額の基本料金となります。</u> ハ) (ニ) アクセスコスト(特定負担分)の精算 下記の～省略～で<u>年ごと</u>に設定したアクセスコスト(特定負担分)を基準にアクセスコスト(特定負担分)精算額を算定します。～省略～ アクセスコスト(特定負担分)精算額 ＝ <u>年ごと</u>に設定したアクセスコスト(特定負担分) × 工事費負担金精算額 ※ ÷ アクセスコスト(特定負

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
	負担分) ～省略～ 年度ごとに算定したアクセスコスト(特定負担分)精算額を『様式－4. 入札価格算定書』の対応する年の資本費に加減し、受給料金を調整します。 <ご提案NO.11、19、46>	担分) ～省略～ <u>年ごとに</u>算定したアクセスコスト(特定負担分)精算額を『様式－4. 入札価格算定書』の対応する<u>年</u>の資本費に加減し、受給料金を調整します。
【要綱案 添付資料】 (5)入札価格と受給料金の算定方法 (P69)	ハ)(ロ)燃料本体費 燃料本体費は、財務省が発表する原油、LNGおよび石炭の貿易統計の実勢価格のうち、～省略～下記のとおり調整します。～省略～ h＝当該月の3～5ヶ月前の調整指標の貿易統計の実勢価格の平均値 i＝平成25年1月～平成25年12月の調整指標の貿易統計の実勢価格の平均値。なお、平成25年1月～平成25年12月の原油、LNGおよび石炭の貿易統計の実勢価格の平均値は下表のとおりです。 原油(原油・粗油) 67,221円／kl ～省略～ <ご提案NO.46>	ハ)(ロ)燃料本体費 燃料本体費は、財務省が発表する原油、LNGおよび石炭の貿易統計の実勢価格(<u>確報値とする。ただし12月は確定値とする。</u>)のうち、～省略～下記のとおり調整します。～省略～ h＝当該月の3～5ヶ月前の調整指標の貿易統計の実勢価格(<u>確報値とする。ただし12月は確定値とする。</u>)の平均値 i＝平成25年1月～平成25年12月の調整指標の貿易統計の実勢価格(<u>確定値</u>)の平均値。なお、平成25年1月～平成25年12月の原油、LNGおよび石炭の貿易統計の実勢価格(<u>確定値</u>)の平均値は下表のとおりです。 原油(原油・粗油) <u>67,223</u>円／kl ～省略～

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)																						
【要綱案 添付資料】(9) 振替供給に必要な料金および振替損失率 (P76)	イ) (イ) 振替供給に必要な料金 一般電気事業者間～省略～事業者間精算単価(平成25年9月1日時点)に基づき、～省略～を算定しました。 (ロ) 振替損失率 一般電気事業者間～省略～用いる振替損失率(平成25年9月1日時点)に基づき、～省略～算定しました。 <最新値へ更新>	イ) (イ) 振替供給に必要な料金 一般電気事業者間～省略～事業者間精算単価(平成26年5月1日時点)に基づき、～省略～を算定しました。 (ロ) 振替損失率 一般電気事業者間～省略～用いる振替損失率(平成26年5月1日時点)に基づき、～省略～算定しました。																						
【要綱案 添付資料】(11) 需給調整機能に関する具体的要件 (P82)	イ) ガバナフリー機能 ～省略～ <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>要求性能</th></tr><tr><td colspan="2">速度調定率</td><td>4%以下</td></tr><tr><td rowspan="2">出力変化幅</td><td>最低出力～50%出力時</td><td>定格出力の5%以上</td></tr><tr><td>50%出力～定格出力時</td><td>基準出力※1の10%以上</td></tr></table> ※1 基準出力とは、運転出力の基準となる出力設定値を表します。	項目		要求性能	速度調定率		4%以下	出力変化幅	最低出力～50%出力時	定格出力の5%以上	50%出力～定格出力時	基準出力※1の10%以上	イ) ガバナフリー機能 ～省略～ <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>要求性能</th></tr><tr><td colspan="2">速度調定率</td><td>4%以下</td></tr><tr><td rowspan="2">出力変化幅</td><td>(最低出力～50%出力時) ※1</td><td>定格出力※1の5%以上</td></tr><tr><td>(50%出力～定格出力時) ※1</td><td>基準出力※2の10%以上</td></tr></table> ※1 設備容量の一部を応札する場合は、以下のとおり読み替えます。 <u>最低出力 ……発電設備立地地点近傍の気象台の、30カ年の平均気温平年値における送電端出力で、当社が落札者から受給できる電力の最低値とします。</u> <u>50%出力 ……基準受給電力の50%とします。</u> <u>定格出力 ……基準受給電力とします。</u> ※2 基準出力とは、運転出力の基準となる出力設定値を表します。	項目		要求性能	速度調定率		4%以下	出力変化幅	(最低出力～50%出力時) ※1	定格出力※1の5%以上	(50%出力～定格出力時) ※1	基準出力※2の10%以上
項目		要求性能																						
速度調定率		4%以下																						
出力変化幅	最低出力～50%出力時	定格出力の5%以上																						
	50%出力～定格出力時	基準出力※1の10%以上																						
項目		要求性能																						
速度調定率		4%以下																						
出力変化幅	(最低出力～50%出力時) ※1	定格出力※1の5%以上																						
	(50%出力～定格出力時) ※1	基準出力※2の10%以上																						

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)																						
	□)AFC(Automatic Frequency Control:自動周波数制御)機能 ～省略～ <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>要求性能</th></tr><tr><td>出力変化速度</td><td>最低出力～定格出力時</td><td>定格出力の4%/分以上</td></tr><tr><td rowspan="2">出力変化幅※1</td><td>最低出力～50%出力時</td><td>定格出力の2.5%以上</td></tr><tr><td>50%出力～最大出力時</td><td>基準出力※2の5%以上</td></tr></table> ※1 AFC運転時には～省略～いただきます。 ※2 基準出力とは、～省略～表します。 ハ)OTM(Order Telemeter:運転基準出力指令装置)機能 ～省略～	項目		要求性能	出力変化速度	最低出力～定格出力時	定格出力の4%/分以上	出力変化幅※1	最低出力～50%出力時	定格出力の2.5%以上	50%出力～最大出力時	基準出力※2の5%以上	□)AFC(Automatic Frequency Control:自動周波数制御)機能 ～省略～ <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>要求性能</th></tr><tr><td rowspan="2">出力変化速度</td><td>(最低出力～定格出力時) ※1</td><td>定格出力※1の4%/分以上</td></tr><tr><td>(最低出力～50%出力時) ※1</td><td>定格出力※1の2.5%以上</td></tr><tr><td>出力変化幅※2</td><td>(50%出力～最大出力時) ※1</td><td>基準出力※3の5%以上</td></tr></table> ※1 設備容量の一部を応札する場合は、以下のとおり読み替えます。 最低出力 …発電設備立地地点近傍の気象台の、30カ年の平均気温平年値における送電端出力で、当社が落札者から受給できる電力の最低値とします。 50%出力…基準受給電力の50%とします。 定格出力 …基準受給電力とします。 最大出力 …基準受給電力からAFC運転時の出力変化幅を確保した値とします。 ※2 AFC運転時には～省略～いただきます。 ※3 基準出力とは、～省略～表します。 ハ)OTM(Order Telemeter:運転基準出力指令装置)機能 ～省略～	項目		要求性能	出力変化速度	(最低出力～定格出力時) ※1	定格出力※1の4%/分以上	(最低出力～50%出力時) ※1	定格出力※1の2.5%以上	出力変化幅※2	(50%出力～最大出力時) ※1	基準出力※3の5%以上
項目		要求性能																						
出力変化速度	最低出力～定格出力時	定格出力の4%/分以上																						
出力変化幅※1	最低出力～50%出力時	定格出力の2.5%以上																						
	50%出力～最大出力時	基準出力※2の5%以上																						
項目		要求性能																						
出力変化速度	(最低出力～定格出力時) ※1	定格出力※1の4%/分以上																						
	(最低出力～50%出力時) ※1	定格出力※1の2.5%以上																						
出力変化幅※2	(50%出力～最大出力時) ※1	基準出力※3の5%以上																						

項目	要綱案(見直し前)		要綱案(見直し後)													
	<table><tr><th colspan="2">項目</th><th>要求性能</th></tr><tr><td>出力変化速度※1</td><td>50%出力～ 定格出力時</td><td>定格出力の2%/分以上</td></tr></table>		項目		要求性能	出力変化速度※1	50%出力～ 定格出力時	定格出力の2%/分以上	<table><tr><th colspan="2">項目</th><th>要求性能</th></tr><tr><td>出力 変化速度※1</td><td>(50%出力～定格出力時) ※2</td><td>定格出力※2の 2%/分以上</td></tr></table>		項目		要求性能	出力 変化速度※1	(50%出力～定格出力時) ※2	定格出力※2の 2%/分以上
項目		要求性能														
出力変化速度※1	50%出力～ 定格出力時	定格出力の2%/分以上														
項目		要求性能														
出力 変化速度※1	(50%出力～定格出力時) ※2	定格出力※2の 2%/分以上														
	※1 ～省略～ ＜ご提案NO.26＞		※1 ～省略～ ※2 <u>設備容量の一部を応札する場合は、以下のとおり読み替えます。</u> <u>50%出力・・・基準受給電力の50%とします。</u> <u>定格出力・・・基準受給電力とします。</u>													

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 冒頭	また、複数の電源を集約して一体的に供給を行う場合、既設設備の場合、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」におけるバイオマスエネルギー源とした再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合等については、「電力受給契約書(ひな型)」に基づき必要な事項を別途協議して定めるものとします。 <ご提案NO.7>	また、複数の電源を集約して一体的に供給を行う場合、既設設備の場合、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」におけるバイオマスエネルギー源とした再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合等については、「電力受給契約書(ひな型)」に基づき必要な事項を別途協議して定めるものとし、 <u>同一場所、複数発電機による一括提案時において、各発電機の受給を段階的に行う場合については、「火力電源入札募集要綱」に基づき必要事項を別途協議して定めるものとします。</u>
【電力受給契約書(ひな型)】 (受給開始の日) 管内版:第3条 管外版:第3条	前条に定める受給電力の受給開始の日は、平成〇〇年4月1日(以下「受給開始基準日」という。)とする。 <ご提案NO.11 >	前条に定める受給電力の受給開始の日は、平成〇〇年〇月1日(以下「受給開始基準日」という。)とする。

※電力受給契約書(ひな型)において、管内版と管外版で引用している条数が異なる部分は、()内に管外版の条数を記載しております。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (受給期間) 管内版:第4条 管外版:第4条	本契約に基づく受給電力の受給期間は、受給開始の日から○※提案書記載の受給期間年間とする。 2. 本契約において、年間または年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。 ただし、第3条第2項、第23条(第28条)第1項または第24条(第29条)第1項により受給開始の日が変更された場合の受給開始初年度は、受給開始の日から3月31日まで、最終年度は4月1日から受給期間終了日までを年間または年度とする。 <ご提案NO.11>	本契約に基づく受給電力の受給期間は、受給開始の日から<u>満</u>○※提案書記載の受給期間<u>年目の日まで</u>とする。 2. 本契約において、年間または年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。 ただし、<u>受給開始の日が4月1日でない</u>場合の受給開始初年度は、受給開始の日から<u>翌</u>3月31日まで、最終年度は4月1日から受給期間終了日までを年間または年度とする。
【電力受給契約書(ひな型)】 (受給期間) 管外版:第9条	『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合、第4項に下記の内容を追記します。』 なお、第23条に基づき、～省略～OTMによる指令値を第6項に定める通告電力量とする。 ただし、この扱いによることが適当でないと関電が判断する場合は、別途協議により定めるものとする。 <ご提案NO.84>	『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合、第4項に下記の内容を追記します。』 なお、第23条に基づき、～省略～OTMによる指令値を第6項に定める通告電力量とする。 ただし、この扱いによることが適当でないと関電が<u>合理的に</u>判断する場合は、別途協議により定めるものとする。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (受給上の通告) 管内版:第5条 管外版:第9条	6. 関電は、前3項で通告する、〇〇が関電へ供給すべき30分ごとの受給電力量(通告した事項を変更した場合は変更後の通告に係る受給電力量をいい、以下「通告電力量」という。)の年間合計値(以下「年間通告電力量」という。)が、次の各号に定める上限および下限の範囲内となるよう通告するものとする。ただし、〇〇がこの範囲を超えることを承認した場合は、〇〇が承認した範囲を年間通告電力量の上限および下限とする。 <ご提案NO.20～22>	6. 関電は、前3項で通告する、〇〇が関電へ供給すべき30分ごとの受給電力量(通告した事項を変更した場合は変更後の通告に係る受給電力量をいい、以下「通告電力量」という。)の年間合計値(以下「年間通告電力量」という。)が、次の各号に定める上限および下限の範囲内となるよう通告するものとする。ただし、〇〇がこの範囲を超えることを承認した場合は、〇〇が承認した範囲を年間通告電力量の上限および下限とする。 <u>なお、関電の責めに帰すべき事由(本項において年間受給電力量の設定範囲で通告した場合を含む。)により、第11条(第15条)第2項に準じて算定された電力量を、本項に定める年間通告電力量に加算した値が、基準受給電力に当該年度の年間時間数と60%を乗じて算定される電力量を下回る場合で、〇〇の発電設備の発電効率が低下するときは、関電は、〇〇に対し、その下回った範囲において、〇〇の発電設備の発電効率の低下に対する補正を行うものとし、具体的には関電・〇〇との協議のうえ、別途定めるものとする。</u>

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (受給電力および受給電力量の計量・記録) 管内版:第6条 管外版:第10条	3. ○○は、本契約の受給電力量の仕訳における順位を卸電力取引所のスポット取引、時間前取引および先渡市場取引に次ぐ最上位かつ単独の順位とするものとする。 <ご提案NO.2> 「管外版のみ」 『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合、第3項に下記の内容を追記します。』 ただし、第23条に基づき、～省略～OTMによる出力増減指令に伴い出力変動する時間帯については、最下位かつ単独の順位とするものとする。 なお、この扱いによることが適当でないと関電が判断する場合は、別途協議により定めるものとする。 <ご提案NO.84>	3. ○○は、本契約の受給電力量の仕訳における順位を卸電力取引所のスポット取引、時間前取引および先渡市場取引に次ぐ最上位かつ単独の順位とするものとする。<u>ただし、○○が○○の発電設備から発生する電力を関電以外の第三者に供給する場合(第13条(第17条)に定める余力活用は除く。)</u>については、<u>関電受電分と第三者受電分を同順位とすることも可能とする。</u> 「管外版のみ」 『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合、第3項に下記の内容を追記します。』 ただし、第23条に基づき、～省略～OTMによる出力増減指令に伴い出力変動する時間帯については、最下位かつ単独の順位とするものとする。 なお、この扱いによることが適当でないと<u>関電が合理的に</u>判断する場合は、別途協議により定めるものとする。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (受給料金の算定) 管内版:第7条 管外版:第11条	2. 基本料金 各年度における基本料金の年度合計額は、別紙1の各年度における資本費を別紙2「受給料金調整に関する確認書」2(1)で調整した金額および運轉維持費を別紙2「受給料金調整に関する確認書」2(2)で調整した金額の合計額とする。各月の基本料金は、基本料金の年度合計額を12等分した金額とし、端数は3月分で調整するものとする。ただし、本契約の定めにより、本契約が解除・解約となった場合において、解除・解約日が月末日でないときの解除・解約日が属する月の基本料金は、解除・解約がない場合の当該月の基本料金を、1日から本契約の解除・解約日までの暦日数で日割計算(当該月の暦日数あたりの割合とする。)した金額(円位未満四捨五入)とする。 なお、受給開始の日を変更し、受給開始の日が4月1日とならない場合は、次の各号により算定した金額とする。 <ご提案NO.11>	2. 基本料金 各年度における基本料金は、<u>次の各号で算定した金額とする</u>。ただし、本契約の定めにより、本契約が解除・解約となった場合において、解除・解約日が月末日でないときの解除・解約日が属する月の基本料金は、1日から解除・解約日までの暦日数で日割計算(当該月の暦日数あたりの割合とする。)した金額(円位未満四捨五入)とする。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (受給料金の算定) 管内版:第7条 管外版:第11条	①受給開始した年度の～省略～した金額とする。 (イ)当該年度に支払う基本料金の年度合計額は、別紙1の第1年度の資本費および運転維持費～省略～調整した金額の合計額とする。 ②受給開始した年度の～省略～した金額とする。 (イ)受給開始した年度の翌年度に支払う基本料金の年度合計額は、別紙1の第1年度の資本費および運転維持費から前号(イ)で日割計算した資本費および運転維持費の金額を差し引いた金額に、別紙1の第2年度の資本費および運転維持費～省略～同様の方法により算定するものとする。 ③受給期間最終年度の～省略～した金額とする。 (イ)当該年度に支払う基本料金の年度合計額は、別紙1の第○年度※提案書記載の受給期間の資本費および運転維持費から前号(イ)で日割計算した第○年度※提案書記載の受給期間の資本費および運転維持費～省略～調整した金額の合計額とする。 <ご提案NO.11>	①受給開始した年度の～省略～した金額とする。 (イ)当該年度に支払う基本料金の年度合計額は、別紙1の1年<u>目</u>の資本費および運転維持費～省略～調整した金額の合計額とする。 ②受給開始した年度の～省略～した金額とする。 (イ)受給開始した年度の翌年度に支払う基本料金の年度合計額は、別紙1の1年<u>目</u>の資本費および運転維持費から前号(イ)で日割計算した資本費および運転維持費の金額を差し引いた金額に、別紙1の2年<u>目</u>の資本費および運転維持費～省略～、同様の方法により算定するものとする。 ③受給期間最終年度の～省略～した金額とする。 (イ)当該年度に支払う基本料金の年度合計額は、別紙1の○年<u>目</u>※提案書記載の受給期間の資本費および運転維持費から前号(イ)で日割計算した○年<u>目</u>※提案書記載の受給期間の資本費および運転維持費～省略～調整した金額の合計額とする。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (超過停止電力量に対する基本料金の減額) 管内版:第8条 管外版:第12条	第18条(第23条)に定める供給設備の事故～省略～または受給電力の全部もしくは一部の供給が制限されたと関電が判断した場合、次項以下の定めに従って基本料金の減額または差額の精算を行う。 なお、受給電力の供給が停止し～省略～〇〇の報告内容に基づき関電が判断し、不足した電力量を、第4項に定める停止電力量として取り扱うか、第10条(第14条)に定める通告未達電力量として取り扱うかを決定する。 4. 基準受給電力に停止および制限時間数～省略～を年間停止電力量という。 ただし、受給電力の供給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の供給が制限される事由が、〇〇の責めに帰すことができない事由であると関電が認めた場合は、停止電力量に含めないものとする。 <ご提案NO.82～84>	第18条(第23条)に定める供給設備の事故～省略～または受給電力の全部もしくは一部の供給が制限されたと関電が合理的に判断した場合、次項以下の定めに従って基本料金の減額または差額の精算を行う。 なお、受給電力の供給が停止し～省略～〇〇の報告内容に基づき関電が合理的に判断し、不足した電力量を、第4項に定める停止電力量として取り扱うか、第10条(第14条)に定める通告未達電力量として取り扱うかを決定する。 4. 基準受給電力に停止および制限時間数～省略～を年間停止電力量という。 ただし、受給電力の供給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の供給が制限される事由が、〇〇の責めに帰すことができない事由であると関電が合理的に判断した場合は、停止電力量に含めないものとする。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (通告超過電力量に対する電力量料金の減額) 管内版:第9条 管外版:第13条	30分あたりの実績受給電力量が、第5条により関電が〇〇に通告した通告電力量に〇〇〇〇kWh※受給最大電力の100分の1.5に相当する電力量(単位未満四捨五入) を加算した電力量を超過した場合、その超過した電力量の月間合計値を、通告超過電力量とする。ただし、超過となった原因が、〇〇の責めに帰すことができない事由であると関電が認めた場合は、通告超過電力量として扱わないものとする。 「管外版のみ」 AFC制御運転時には、30分あたりの実績受給電力量が、通告電力量にAFC出力変化幅の2分の1に相当する電力量を加算した電力量を超過しない場合 ただし、この扱いによることが適当でないと関電が判断する場合は、別途協議により定めるものとする。 <ご提案NO.84>	30分あたりの実績受給電力量が、第5条により関電が〇〇に通告した通告電力量に〇〇〇〇kWh※受給最大電力の100分の1.5に相当する電力量(単位未満四捨五入) を加算した電力量を超過した場合、その超過した電力量の月間合計値を、通告超過電力量とする。ただし、超過となった原因が、〇〇の責めに帰すことができない事由であると関電が合理的に判断した場合は、通告超過電力量として扱わないものとする。 「管外版のみ」 AFC制御運転時には、30分あたりの実績受給電力量が、通告電力量にAFC出力変化幅の2分の1に相当する電力量を加算した電力量を超過しない場合 ただし、この扱いによることが適当でないと関電が合理的に判断する場合は、別途協議により定めるものとする。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (通告未達電力量に対する電力量料金の減額) 管内版:第10条 管外版:第14条	30分あたりの実績受給電力量が、第5条により関電が〇〇に通告した通告電力量から、〇〇〇〇kWh※受給最大電力の100分の1.5に相当する電力量(単位未満四捨五入)を減算した電力量に対し未達となった場合、その未達分の電力量の月間合計値を、通告未達電力量とする。ただし、未達となった原因が、〇〇の責めに帰すことができない事由であると関電が認めた場合は、通告未達電力量として扱わないものとする。 「管外版のみ」 AFC制御運転時においては、30分あたりの実績受給電力量が、通告電力量からAFC出力変化幅の2分の1に相当する電力量を減算した電力量に対し未達とならない場合 ただし、この扱いによることが適当でないと関電が判断する場合は、別途協議により定めるものとする。 <ご提案NO.78、79、84>	30分あたりの実績受給電力量が、第5条により関電が〇〇に通告した通告電力量から、〇〇〇〇kWh※受給最大電力の100分の1.5に相当する電力量(単位未満四捨五入)を減算した電力量に対し未達となった場合、その未達分の電力量の月間合計値を、通告未達電力量とする。ただし、未達となった原因が、〇〇の責めに帰すことができない事由であると関電が<u>合理的に判断した</u>場合は、通告未達電力量として扱わないものとする。 「管外版のみ」 AFC制御運転時においては、30分あたりの実績受給電力量が、通告電力量からAFC出力変化幅の2分の1に相当する電力量を減算した電力量に対し未達とならない場合 ただし、この扱いによることが適当でないと関電が<u>合理的に</u>判断する場合は、別途協議により定めるものとする。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (二酸化炭素排出係数超過に対する基本料金の減額) 管内版:第12条 管外版:第16条	②関電が、当該年度の排出係数確定時期までに炭素クレジット等を調達できなかった場合は、報告期日から当該年度の排出係数確定時期までの間の炭素クレジット等の市場価格(市場の縮小や廃止等により指標として活用することが適当でないと関電が判断したときは、関電は炭素クレジット等の価格評価方法を見直し、見直し後の指標を適用する。)の平均価格に超過排出量を乗じて算定された金額。 <ご提案NO.84>	②関電が、当該年度の排出係数確定時期までに炭素クレジット等を調達できなかった場合は、報告期日から当該年度の排出係数確定時期までの間の炭素クレジット等の市場価格(市場の縮小や廃止等により指標として活用することが適当でないと関電が合理的に判断したときは、関電は炭素クレジット等の価格評価方法を見直し、見直し後の指標を適用する。)の平均価格に超過排出量を乗じて算定された金額。
【電力受給契約書(ひな型)】 (発電余力の活用) 管内版:第13条 管外版:第17条	第5条(第9条)により関電が〇〇に通告した通告電力量に対し、発電設備に余力が生じる場合、 〇〇は、本契約の履行に支障が生じない限りにおいて、関電以外にその余力を活用して電力を供給(以下「余力活用」という。)できるものとする。 <ご提案NO.2>	第5条(第9条)により関電が〇〇に通告した通告電力量が <u>基準受給電力を2で除した値に相当する電力量を下回る</u> 場合、〇〇は、 <u>その差分を上限として</u> 、本契約の履行に支障が生じない限りにおいて、関電以外 <u>の第三者に対し、発電設備の余力を活用した電力供給</u> (以下「余力活用」という。)をできるものとする。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (供給設備の仕様等) 管内版:第19条 管外版:第24条	3. 関電は、必要ある場合に供給設備の仕様の確認を行うことができるものとし、供給設備が第1項に定める仕様に適していないと判断する場合は、〇〇に対し、供給設備の仕様変更を求めることができる。この場合、〇〇は、自己の費用により、速やかに供給設備を第1項に定める仕様に適合させるための措置を講じなければならない。 <ご提案NO.84>	3. 関電は、必要ある場合に供給設備の仕様の確認を行うことができるものとし、供給設備が第1項に定める仕様に適していないと<u>合理的に</u>判断する場合は、〇〇に対し、供給設備の仕様変更を求めることができる。この場合、〇〇は、自己の費用により、速やかに供給設備を第1項に定める仕様に適合させるための措置を講じなければならない。
【電力受給契約書(ひな型)】 (契約保証金・銀行法に規定される銀行の保証状) 管内版:第22条 管外版:第27条	3. 〇〇は、銀行法に規定される銀行による支払保証(取消不可能かつ催告・検索の抗弁権を有しないものに限る。)を証する書面を提出することにより、第1項に定める契約保証金の預託に代えることができる。この場合において、〇〇が本契約の定めるところにより契約保証金を関電に支払うべきときは、〇〇は契約保証金をただちに支払う。 <ご提案NO.94>	3. 〇〇は、銀行法に規定される銀行による支払保証(取消不可能かつ催告・検索の抗弁権を有しないものに限る。)を証する書面を提出することにより、第1項に定める契約保証金の預託に代えることができる。この場合において、〇〇が本契約の定めるところにより契約保証金を関電に支払うべきときは、〇〇は契約保証金をただちに支払う。 <u>※提案様式ー7を銀行法に規定される銀行以外から提出いただいた場合は、その会社からの支払保証でも可能となるように修正します。</u>

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (供給設備の建設・工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除) 管内版:第23条 管外版:第28条	2. 前項の場合において、受給開始基準日の翌日から起算して90日目の日(以下「延期期限日」という。)までに受給を開始できないときには、〇〇は、関電に対して、延期期限日を超える1日につき、下記の金額を、遅延金として支払うものとする。なお、遅延金の請求および支払いについては、第16条(第21条)に定める取り扱いに準ずるものとする。 ただし、次項により関電が延期期限日までに本契約を解除した場合、〇〇は遅延金の支払いを行う義務を負わない。 <ご提案NO.11>	2. 前項の場合において、受給開始基準日の翌日から起算して90日目の日(以下「延期期限日」という。)までに受給を開始できないときには、〇〇は、関電に対して、<u>受給開始基準日</u>を超える1日につき、下記の金額を、遅延金として支払うものとする。なお、遅延金の請求および支払いについては、第16条(第21条)に定める取り扱いに準ずるものとする。 ただし、次項により関電が<u>受給開始基準日</u>までに本契約を解除した場合、〇〇は遅延金の支払いを行う義務を負わない。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (系統連系に関する工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除) 管内版:第24条 管外版:第29条	2. 前項の場合において、延期期限日までに受給を開始できないときには、関電は、〇〇に対して、延期期限日を超える1日につき、下記の金額を、遅延金として支払うものとする。なお、遅延金の請求および支払いについては、第16条(第21条)に定める取り扱いに準ずるものとする。ただし、次項により〇〇が延期期限日までに本契約を解除した場合、関電は遅延金の支払いを行う義務を負わない。 <ご提案NO.11> 3. 第1項の場合において、～省略～本契約を解除することができる。この場合、関電は、第22条(第27条)第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、前項により遅延金が発生しているときは～省略～利息を付さないものとする。 <ご提案NO.68>	2. 前項の場合において、<u>受給開始基準日</u>までに受給を開始できないときには、関電は、〇〇に対して、<u>受給開始基準日</u>を超える1日につき、下記の金額を、遅延金として支払うものとする。なお、遅延金の請求および支払いについては、第16条(第21条)に定める取り扱いに準ずるものとする。ただし、次項により〇〇が<u>受給開始基準日</u>までに本契約を解除した場合、関電は遅延金の支払いを行う義務を負わない。 3. 第1項の場合において、～省略～本契約を解除することができる。この場合、関電は、第22条(第27条)第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、<u>当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて</u>、前項により遅延金が発生しているときは～省略～利息を付さないものとする。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (試運転) 管内版:第26条	3. ○○と関電は、行政の許認可等の取得のために必要な試運転の他に、給電運用に関して別途関電が定める方法により試運転を行う。 4. 前項の試運転の結果、○○が受給電力の受給に関する条件を満たしていると関電が判断したときは、関電は○○が第18条に定める供給設備の建設・工事を完了したものとみなす。ただし、行政の許認可等が未取得の場合は、前記の判断に加え、当該許認可等の取得をもって、当該工事が完了したものとみなす。 5. 第3項の試運転の結果、○○が受給電力の受給に関する条件を満たしていないと関電が判断したときは、関電は○○に、供給設備等の改善を求めることができ、○○は自己の費用で必要な工事等を行い、それが完了した後、同項の試運転を再度行うものとする。 <ご提案NO.80、81、84、86>	3. ○○と関電は、行政の許認可等の取得のために必要な試運転の他に、給電運用に関して別途関電が<u>合理的</u>に定める方法により試運転を行う。 4. 前項の試運転の結果、○○が受給電力の受給に関する条件を満たしていると関電が<u>合理的</u>に判断したときは、関電は○○が第18条に定める供給設備の建設・工事を完了したものとみなす。ただし、行政の許認可等が未取得の場合は、前記の判断に加え、当該許認可等の取得をもって、当該工事が完了したものとみなす。 5. 第3項の試運転の結果、○○が受給電力の受給に関する条件を満たしていないと関電が<u>合理的</u>に判断したときは、関電は○○に、供給設備等の改善を求めることができ、○○は自己の費用で必要な工事等を行い、それが完了した後、同項の試運転を再度行うものとする。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (試運転) 管外版:第31条	3. ○○と関電および▲▲は、行政の許認可等の取得のために必要な試運転の他に、給電運用に関して別途関電および▲▲が定める方法により試運転を行う。 4. 前項の試運転の結果、○○が受給電力の受給に関する条件を満たしていると関電が判断したときは、関電は○○が第23条に定める供給設備の建設・工事を完了したものとみなす。ただし、行政の許認可等が未取得の場合は、前記の判断に加え、当該許認可等の取得をもって、当該工事が完了したものとみなす。 5. 第3項の試運転の結果、○○が受給電力の受給に関する条件を満たしていないと関電が判断したときは、関電は○○に、供給設備等の改善を求めることができ、○○は自己の費用で必要な工事等を行い、それが完了した後、同項の試運転を再度行うものとする。 <ご提案NO.80、81、84、86>	3. ○○と関電および▲▲は、行政の許認可等の取得のために必要な試運転の他に、給電運用に関して別途関電および▲▲が<u>合理的に</u>定める方法により試運転を行う。 4. 前項の試運転の結果、○○が受給電力の受給に関する条件を満たしていると関電が<u>合理的に</u>判断したときは、関電は○○が第23条に定める供給設備の建設・工事を完了したものとみなす。ただし、行政の許認可等が未取得の場合は、前記の判断に加え、当該許認可等の取得をもって、当該工事が完了したものとみなす。 5. 第3項の試運転の結果、○○が受給電力の受給に関する条件を満たしていないと関電が<u>合理的に</u>判断したときは、関電は○○に、供給設備等の改善を求めることができ、○○は自己の費用で必要な工事等を行い、それが完了した後、同項の試運転を再度行うものとする。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (関電による解除・解約権) 管内版:第32条 管外版:第37条	①〇〇の責めに帰すべき事由により、本契約に基づく電力受給を行い得ないと認められる場合 <ご提案NO.84>	①〇〇の責めに帰すべき事由により、本契約に基づく電力受給を行い得ないと <u>合理的に</u> 認められる場合

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (関電による解除・解約権) (〇〇による解除・解約権) (関電および〇〇による合意解約権) (反社会的勢力の排除) (履行の中断・遅延に対する免責・契約解除) 管内版:第32~35条、第40条 管外版:第37~40条、第45条	各月の基本料金精算額＝別紙1の各年度における資本費および運転維持費の年度合計額÷12 －〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入) ただし、次の(イ)または(ロ)の場合は、次により算定した金額を各月の基本料金精算額とする。 (イ)受給開始の日が4月1日とならない場合 各月の基本料金精算額 ＝第7条(第11条)第2項各号の算定方法による各月の基本料金(別紙2による調整は行わない) －〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入) なお、上式の「〇〇〇円」は、受給開始した月にあっては、〇〇〇円を受給開始の日から当該月末日までの暦日数で日割計算(当該月の暦日数あたりの割合とする。本項において以下同じ。)した金額とし、解約日が月末日とならない場合の解約月は、〇〇〇円を当該月1日から解約日までの暦日数で日割計算した金額とする(いずれも円位未満四捨五入)。 ～次頁に続く～	各月の基本料金精算額 ＝<u>第7条(第11条)第2項各号の算定方法による各月の基本料金(別紙2による調整は行わない)</u> －〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入) <u>ただし、受給開始の日が月初(1日)とならない場合の受給開始した月は、上式の「〇〇〇円」を受給開始の日から当該月末日までの暦日数で日割計算(当該月の暦日数あたりの割合とする。本項において以下同じ。)した金額とし、解約日が月末日とならない場合の解約月は、上式の「〇〇〇円」を当該月1日から解約日までの暦日数で日割計算した金額とする(いずれも円位未満四捨五入)。</u>

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
	(ロ)解約日が月末日とならない場合((イ)の場合を除く。) 解約月以外の月の基本料金精算額 =別紙1の各年度における資本費および運転維持費の年度合計額÷12 －〇〇〇円※別紙3(入札価格計算書)における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入) 解約月の基本料金精算額 = (別紙1の解約日が属する年度における資本費および運転維持費の合計額÷12を、1日から解約日までの暦日数で日割計算した金額) －(〇〇〇円を、当該月1日から本契約の解約日までの暦日数で日割計算した金額) (円位未満四捨五入) <ご提案NO.11>	～前頁に記載～

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (〇〇による解除・解約権) 管内版:第33条 管外版:第38条	2. 前項において、〇〇が受給開始の日より前に本契約を解除・解約した場合、関電は、第22条(第27条)第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、第24条(第29条)第2項により遅延金が発生しているときは～省略～利息を付さないものとする。 <ご提案NO.68>	2. 前項において、〇〇が受給開始の日より前に本契約を解除・解約した場合、関電は、第22条(第27条)第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、<u>当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて</u>、第24条(第29条)第2項により遅延金が発生しているときは～省略～利息を付さないものとする。
【電力受給契約書(ひな型)】 (関電および〇〇による合意解約権) 管内版:第34条 管外版:第39条	2. 前項において、関電の申し入れにより受給開始の日より前に本契約が解約された場合、関電は、第22条(第27条)第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、第24条(第29条)第2項により遅延金が発生しているときは～省略～利息を付さないものとする。 <ご提案NO.68>	2. 前項において、関電の申し入れにより受給開始の日より前に本契約が解約された場合、関電は、第22条(第27条)第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、<u>当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて</u>、第24条(第29条)第2項により遅延金が発生しているときは～省略～利息を付さないものとする。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (履行の中断・遅延に対する免責・契約解除) 管内版:第35条 管外版:第40条	2. 関電および〇〇のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、関電および〇〇のいずれも、何ら責めを負うことなく本契約を解除・解約することができる。 <ご提案NO.52>	2. 関電および〇〇のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、関電および〇〇のいずれも、何ら責めを負うことなく本契約を解除・解約することができる。<u>ただし、1年を超過して受給を開始または再開できる見込みがある場合は、本契約継続の協議を行うことができるものとし、当該協議が成立した場合はこの限りではない。</u>

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合の取り扱い) 管内版:第38条 管外版:第43条	第九 その他 《再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合に本条を追加》 (本条を追加する場合、以降の各条は順送りとする。) 第●●条(再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合の取り扱い) <ご提案NO.99>	第九 その他 《再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合に本条を追加》 (本条を追加する場合、以降の各条は順送りとする。) 第<u>38</u>条(第<u>43</u>条)(再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合の取り扱い) 注:以降の各条数は順送りとしています。
【電力受給契約書(ひな型)】 (反社会的勢力の排除) 管内版:第40条 管外版:第45条	3. 第1項により、〇〇が受給開始の日より前に本契約を解除した場合、関電は、第22条(第27条)第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、第24条(第29条)第2項により遅延金が発生しているときは～省略～利息を付さないものとする。 <ご提案NO.68>	3. 第1項により、〇〇が受給開始の日より前に本契約を解除した場合、関電は、第22条(第27条)第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、<u>当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて</u>、第24条(第29条)第2項により遅延金が発生しているときは～省略～利息を付さないものとする。

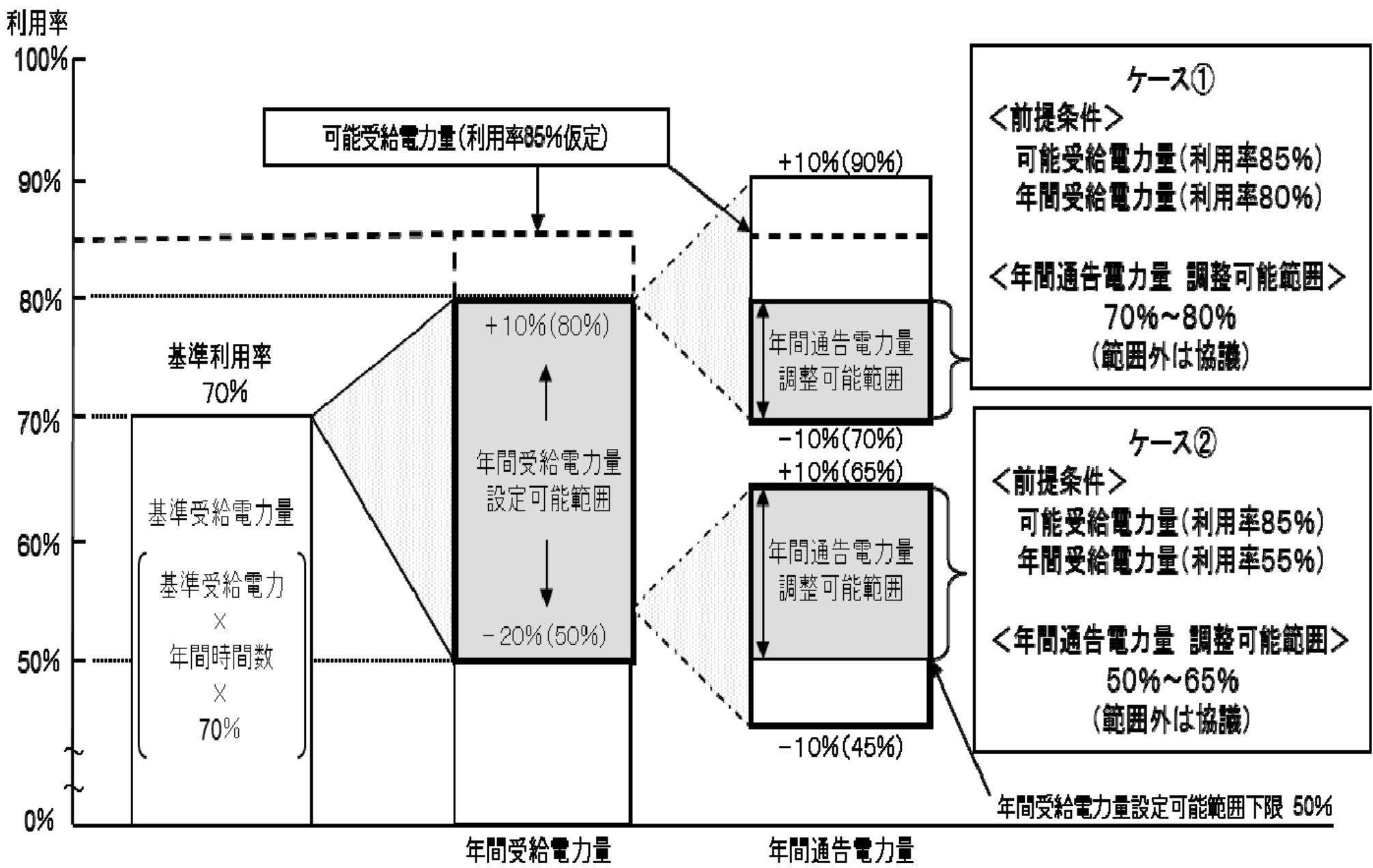
項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)						
【電力受給契約書(ひな型)】 (各年における基本料金の合計額) 管内版:別紙1 管外版:別紙1	各年度における基本料金の合計額				各年における基本料金の合計額			
	年度	資本費	運転維持費	合計	年数	資本費	運転維持費	合計
	第1年度				1年目			
	第2年度				2年目			
	<ご提案NO.11> ※第6条第8項(第10条第6項)および第21条第4項(第26条第3項)の〇〇が負担する工事費負担金と接続検討時のアクセス工事費用の差額のうち、〇〇側に原因がないと関電が判断した金額(以下「工事費負担金精算額」という。)が生じた場合、資本費を、下式により算定された額を加減算した額に置き換えるものとする。 別紙3の当該年度電源線等費用×工事費負担金精算額÷〇〇〇円※接続検討時の工事費負担金を記載 <ご提案NO.84>				注:以降の年数も同様に修正 ※第6条第8項(第10条第6項)および第21条第4項(第26条第3項)の〇〇が負担する工事費負担金と接続検討時のアクセス工事費用の差額のうち、〇〇側に原因がないと関電が合理的に判断した金額(以下「工事費負担金精算額」という。)が生じた場合、資本費を、下式により算定された額を加減算した額に置き換えるものとする。 別紙3の当該年電源線等費用×工事費負担金精算額÷〇〇〇円※接続検討時の工事費負担金を記載			

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (受給料金調整に関する確認書) 管内版:別紙2 管外版:別紙2	(1)資本費 下式により調整した金額とする。 当該年度資本費(円位未満四捨五入) ＝別紙1の当該年度資本費÷(1－事業税率) 受給開始の日が4月1日とならない場合は、上式の別紙1の当該年度資本費を第7条(第11条)第2項各号(イ)で算定された当該年度資本費に置き換える。 (2)運転維持費 運転維持費の調整に用いる～省略～なお、エスカレーション率の単位は小数第1位(単位未満四捨五入)とする。 当該年度運転維持費(円位未満四捨五入) ＝[別紙1の当該年度運転維持費×(1+a)×(1+b)×(1+c)]÷(1－事業税率) 受給開始の日が4月1日とならない場合は、上式の別紙1の当該年度運転維持費を第7条(第11条)第2項各号(イ)で算定された当該年度運転維持費に置き換える。 <ご提案NO.11>	(1)資本費 下式により調整した金額とする。 当該年度資本費(円位未満四捨五入) ＝<u>第7条(第11条)第2項各号(イ)で算定された当該年度資本費</u>÷(1－事業税率) (2)運転維持費 運転維持費の調整に用いる～省略～なお、エスカレーション率の単位は小数第1位(単位未満四捨五入)とする。 当該年度運転維持費(円位未満四捨五入) ＝<u>[第7条(第11条)第2項各号(イ)で算定された当該年度運転維持費</u>×(1+a)×(1+b)×(1+c)]÷(1－事業税率)

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (受給料金調整に関する確認書) 管内版:別紙2 管外版:別紙2	H＝燃料本体費適用期間ごとに下表で定める平均燃料価格算定期間における料金調整諸元⑥に記載の燃料種1klおよび1tあたりの平均燃料価格(財務省が公表する当該月の貿易統計の輸入品の数量および価額(確報値)の平均価格:円位未満四捨五入)を、それぞれ料金調整諸元④の割合で、合成した価格(円位未満四捨五入) <ご提案NO.46>	H＝燃料本体費適用期間ごとに下表で定める平均燃料価格算定期間における料金調整諸元⑥に記載の燃料種1klおよび1tあたりの平均燃料価格(財務省が公表する当該月の貿易統計の輸入品の数量および価額(確報値。 <u>ただし12月は確定値。</u>)の平均価格:円位未満四捨五入)を、それぞれ料金調整諸元④の割合で、合成した価格(円位未満四捨五入)
【電力受給契約書(ひな型)】 (保証書) 管内版:添付資料1 管外版:添付資料1	前記電力受給契約第23条(第28条)、第25条(第30条)、第32条(第37条)、第34条(第39条)および第39条(第44条)の規定に基づき、受給開始の日より前に契約を解除・解約する場合に、保証委託者が貴殿に支払うべき同契約第22条(第27条)第1項に定める金額。 <ご提案NO.99> 前記電力受給契約に定める受給電力の受給開始(平成〇〇年4月1日目途)に至ったとき、または、前記「負担すべき金員」の貴殿への支払いが完了したとき。 <ご提案NO.11>	前記電力受給契約第23条(第28条)、第25条(第30条)、第32条(第37条)、第34条(第39条)および第40条(第45条)の規定に基づき、受給開始の日より前に契約を解除・解約する場合に、保証委託者が貴殿に支払うべき同契約第22条(第27条)第1項に定める金額。 前記電力受給契約に定める受給電力の受給開始(平成〇〇年〇月1日目途)に至ったとき、または、前記「負担すべき金員」の貴殿への支払いが完了したとき。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
【電力受給契約書(ひな型)】 (事業の移管に伴う確認書) 管内版:添付資料2 管外版:添付資料2	〇〇は、関電との間に平成 年 月 日付で締結した「電力受給契約書」(以下「本契約」という。)に基づく電力卸供給事業を、〇〇が100%子会社として平成 年 月 日に設立した、××に平成 年 月 日に移管することとした。 <ご提案NO.105>	〇〇は、関電との間に平成 年 月 日付で締結した「電力受給契約書」(以下「本契約」という。)に基づく電力卸供給事業を、〇〇が 100%子会社として 平成 年 月 日に設立した、××に平成 年 月 日に移管することとした。
【電力受給契約書(ひな型)】 (親会社連帯債務保証確約書) 管内版:添付資料3 管外版:添付資料3	連帯債務保証人である〇〇〇〇株式会社(以下「〇〇」という。)は、〇〇が100%子会社として平成 年 月 日に設立した、××××株式会社(以下「××」という。)が、平成 年 月 日付で〇〇と関西電力株式会社(以下「関電」という。)が締結した「電力受給契約書」、および平成 年 月 日付で関電、〇〇および××が締結した「事業の移管に伴う確認書」に従って、××が関電との取引によって現在および将来負担する一切の債務について、主債務者である××と連帯して債務を負うことを確約いたします。 <ご提案NO.106>	連帯債務保証人である〇〇〇〇株式会社(以下「〇〇」という。)は、〇〇が 100%子会社として 平成 年 月 日に設立した、××××株式会社(以下「××」という。)が、平成 年 月 日付で〇〇と関西電力株式会社(以下「関電」という。)が締結した「電力受給契約書」、および平成 年 月 日付で関電、〇〇および××が締結した「事業の移管に伴う確認書」に従って、××が関電との取引によって現在および将来負担する一切の債務について、主債務者である××と連帯して債務を負うことを確約いたします。

参考 運用に関する詳細説明資料他



○通告超過電力量に対する電力量料金の減額

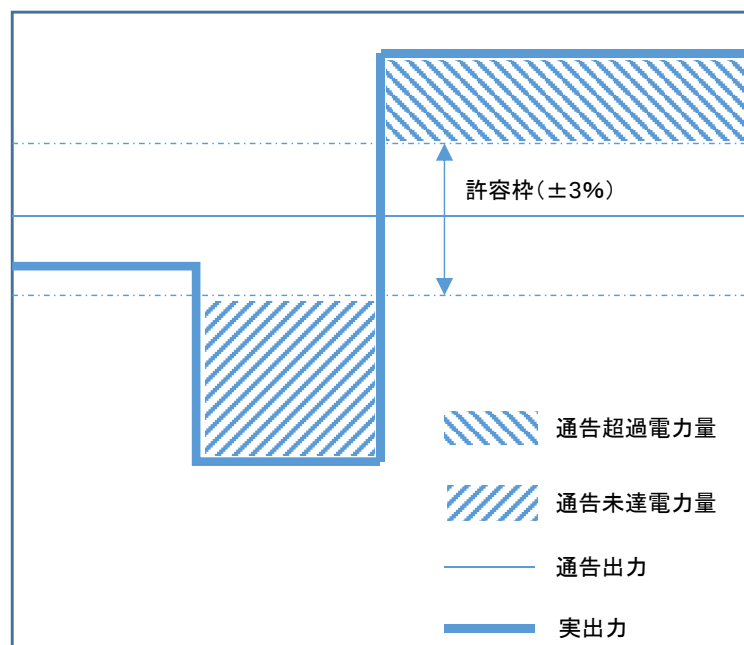
$$\Sigma [\text{実績受給電力量} - (\text{通告電力量} + \text{受給最大電力} \times 3\% \div 2)] \times \text{電力量料金単価} \times 1/2$$

○通告未達電力量に対する電力量料金の減額

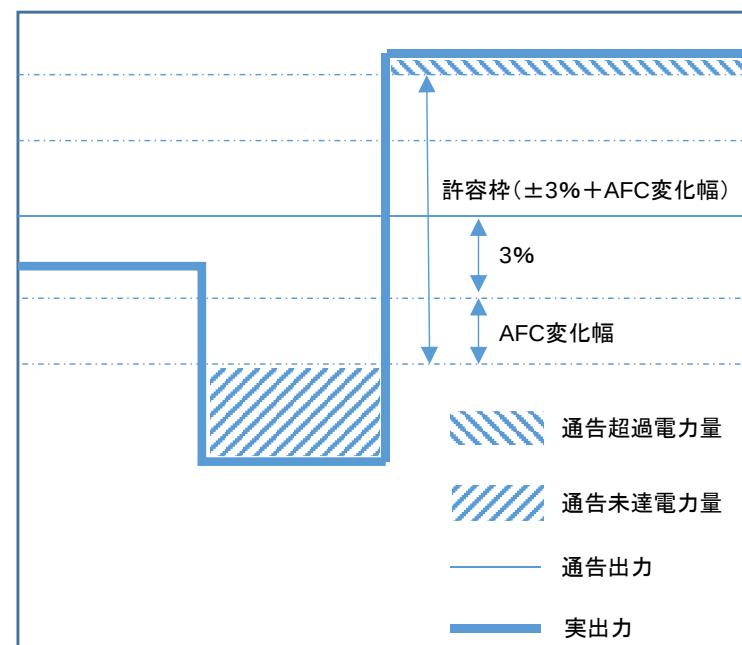
$$\Sigma [(\text{通告電力量} - \text{受給最大電力} \times 3\% \div 2) - \text{実績受給電力量}] \times \text{電力量料金単価} \times 1/2$$

※許容枠：30分毎の通告逸脱電力量が、受給最大電力の3%を2で除した値以内の場合は、通告超過および未達電力量には含みません。
また、AFC機能を具備する場合で、当社がAFC機能による出力変動を要請した場合で、受給最大電力の3%を2で除した値にAFC出力変化幅に相当する電力量を加算した値以内となる場合は、通告超過および未達電力量には含みません。

＜AFC機能による出力変動なし＞



＜AFC機能による出力変動要請あり＞



①年間停止電力量

（基準受給電力×停止・制限時間－当該停止・制限期間中の通告電力量）の年度累計値

②停止ペナルティ

$[(\text{①} - \text{可能受給電力量} \times 3\%)] \times \text{当該年度の基本料金} \div \text{可能受給電力量}$

※負の値となる場合は、停止ペナルティなし

